

平成28年12月第7回互理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成28年12月7日第7回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番	鈴木 高行	2 番	渡邊 重益
3 番	小野 一雄	4 番	佐藤 邦彦
5 番	小野 典子	6 番	高野 進
7 番	安藤 美重子	8 番	渡邊 健一
9 番	高野 孝一	10番	佐藤 正司
12番	大槻 和弘	13番	百井 いと子
14番	鈴木 邦昭	15番	木村 満
16番	熊田 芳子	17番	佐藤 アヤ
18番	佐藤 實		

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

		副 町 長	
町 長	齋 藤 貞	企画財政課長	三戸部 貞 雄
		事務取扱	
総務課長	阿 部 清 茂	企画財政課	関 本 博 之
		財務班長	
企画財政課	宍 戸 和 博	企画財政課	南 部 浩 秀
企画班長		復興管理班長	
用地対策	山 田 勝 徳	税務課長	西 山 茂 男
課 長			
町民生活	南 條 守 一	福祉課長	佐 藤 育 弘
課 長			
被災者支援	吉 田 美和子	健康推進	岡 元 比呂美
課 長		課 長	
農林水産	齋 藤 幸 夫	商工観光	齋 義 弘
課 長		課 長	
都市建設	佐々木 人 見	復興まちづくり	袴 田 英 美
課 長		課 長	
上下水道	川 村 裕 幸	会計管理者	牛 坂 昌 浩
課 長		兼会計課長	
教育長	岩 城 敏 夫	教育次長	鈴 木 邦 彦
		兼学務課長	
生涯学習	佐 藤 和 江	農業委員会	菊 地 和 彦
課 長		事務局長	
選挙管理委員会	阿 部 清 茂	代表監査	澤 井 俊 一
書記長		委 員	

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長 渡 辺 壮 一 庶務班長 伊 藤 和 枝

主 事 櫻 井 直 規

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、12番 大槻和弘議員、13番 百井いと子議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（佐藤 實君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

6番。高野 進議員、登壇。

〔6番 高野 進 君 登壇〕

6番（高野 進君） 6番、高野 進でございます。

私は、2つ質問をいたします。

1つ目、野生鳥獣による被害対策についてであります。

ことし9月6日、山元町で熊の目撃情報が、翌7日に新聞で報道されました。イノシシや熊による人身及び農作物の被害が懸念されます。最近の新聞、テレビによる熊の出没情報が目につきます。けさも朝刊に掲載されておりました。熊の目撃情報ですが、熊に襲われて2人がけが、仙台国見、町中に出没、怖い。熊が住宅街に仙台で2人負傷等々ございます。

県の自然保護課によれば、10月27日時点でことし県内の目撃件数は、1,362件と昨年同時期の約2倍で、統計がある2005年、平成17年度以降では最多と言われており、昨年度の504件を大幅に上回っております。要因は、餌になる木の実が少ないこと、熊自体の数がふえたことが原因と言われております。ダブル要因ですね。熊の性格は、私の調べによれば、イノシシよりも荒くて乱暴、人間を襲い、しかも後ろから、食する危険あり、動物園の方のお話では、うそはつかないとか言いますけれども、その辺はわかりません。

ここで質問に入ります。熊対策はどのようになっているのか、現在と今後について。ことし9月の決算審査特別委員会で発言しておりますが、山元町と協力して増加する前に駆除というふう述べております。ご答弁を願います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

熊が危険な野生動物であることは、全国各地の被害例を見ても間違いのない事実でございます。ただし、一般的に野生動物は保護していくことが前提であり、熊も例外ではありません。緊急の場合を除きまして、単なる熊の目撃情報だけでは、捕獲、駆除を実施することは現在できないのが事実であります。

今後につきましても、町民の方々に対しまして、正確で迅速な情報発信と注意喚起を実施するとともに、熊の被害が確認、もしくは想定される状況になりましたら、現在ある地元駆除隊、並びに警察など関係各所と連携いたしまして、捕獲、駆除を実施していくこととなります。

なお、今後亘理町を含む一体的な地域において、熊の生息密度が極めて高い状況になりましたら、宮城県との協議が必要になってまいります。イノシシと同様に、熊の個体数調整も可能になるということになるかと思っております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 現在と今後についての概略をご答弁いただきました。

次に移ります。野生鳥獣を駆除する猟友会員の増員についてであります。まず現在、猟友会員は宮城県猟友会亙理支部でございますが、総数48人でございます。最多、一番多いようなときは昭和40年代約350人ほどいたということを伺っております。亙理町、現在は23人、わな所持も含まれます。散弾銃ですけれども、銃所持者、山元町、亙理町おのおの6人と伺っております。非常に少ない。イノシシが今まで主だったんですけれども、熊の問題も入っています。

ここで質問に入るわけですが、この野生鳥獣を駆除する猟友会員の増員対策として、狩猟免許取得、金かかるわけですけれども、などの費用を補助してはどうかということでございます。ちなみに、所持する申請書手数料、医師の診断書等、それから初心者講習申し込み申請手数料、あと銃所持すれば当然受けなければならないのがございます。初心者講習受講料等々を含めまして、約5万2,500円かかるというふうに言われております。詳細は省きますけれども、これらについて補助してはどうかということでございますが、ご答弁願います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ご質問の内容にあります猟友会は、有害鳥獣駆除隊の母体となっておりますけれども、猟友会はあくまで狩猟というレジャー、趣味の団体になりますので、狩猟免許取得に係る費用への補助については、有害鳥獣駆除隊の増員対策と読みかえまして、狩猟免許の更新に係る費用ではなく新規の狩猟免許取得に係る費用を対象とする基本的な方針で、現在全国的な問題となっております狩猟免許取得者の高齢化を少しでも解消するとともに、今後の鳥獣被害軽減を目的に検討させていただきますと思います。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 検討するというところで、これからだと思うんですが、ぜひ次年度予算に向けて前向きという言葉はあれですけれども、実行できるような対策を講じていただきたいと申し述べて、次に入ります。

猟友会員の身分、これを消防団員並みに、いわゆる非常勤公務員扱いにしてはどうかということでございます。現在、総合農政企画推進協議会と猟友会との間で、委託契約を結んでいるわけです。委託というのは猟友会に委託するわけですが、突発的な事件には対応はできません。それと、事故などの対応が万全ではないという

こと、したがって消防団員並みとなれば、組織的な対応が消防団と同じように可能になります。そこで、散弾銃による事故、弾のはね返りなどによる人身への危険発生のおそれがあります、従来ですと。消防団員並みとなれば、ご存じのように公務員災害補償、表彰、感謝状の贈呈、報酬、費用弁償などが考えられます。ぜひこれについてどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 猟友会員の身分を消防団員並みに、非常勤公務員扱いにしてはどうかというご質問でございますけれども、このことにつきましても、猟友会を有害鳥獣駆除隊に読みかえて回答させていただきたいと思います。

現在、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法、いわゆる鳥獣害特措法の第9条に係る鳥獣被害対策実施隊の設置を検討しており、この鳥獣被害対策実施隊につきましては、市町村長が任命することで、非常勤の公務員扱いとなるというものであります。ただし、鳥獣被害対策実施隊の設置は、有害鳥獣駆除隊の隊員を非常勤の公務員扱いにすることが主な目的ではありません。鳥獣被害対策実施隊は、現在の有害鳥獣駆除隊のように狩猟免許取得者だけで構成されるのではなく、地域住民を市町村長が任命することで、鳥獣被害対策実施隊の構成員となり、将来的には現地調査、わなの見回り、及びわな設置の補助等に従事していただくことにより、現在行っている有害鳥獣駆除隊の活動の労力軽減が可能となり、またその財源についても鳥獣害特措法で措置されるものでございます。

一方、有害鳥獣駆除隊の隊員の中には、非常勤の公務員扱いになることで、時間的拘束等を懸念される方もいらっしゃることから、現在、有害鳥獣駆除隊と調整を図っている最中でございます。近隣市町でも鳥獣被害対策実施隊の設置が進んでおりますので、諸問題を解決しながら、鳥獣被害軽減のため、来年度の設置実現を目標に鋭意努力したいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 話の内容のポイントからいきますと、今までは委託契約だったものを町長の発言から捉えますと、委嘱するという形になりますか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 任命するということになるかと思えます。

議 長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） わかりました。3番目に入ります。

獣の霊を慰めるために、獣魂碑を建立してはどうかということでございます。鳥獣保護と農作物の被害防止、相反するものです。そういうことで、猟友会員は心の中で葛藤していると思うんですね。したがって、ぜひ獣魂碑を建てて、霊を慰めるということをしてはいかがという提起をいたします。いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 一般的に申しまして、獣魂碑とは動物園で死んだ動物、人間による不慮の事故で死んだ動物、大学の試験研究等のために死んだ動物、または猟師が狩猟を生活の糧としていて、その狩猟の対象になった動物などの霊を慰めるためのものであり、人間のために死んだ動物のためのものと認識しております。

以上のことを踏まえますと、町におきましては農作物等に害を与えている野生動物の駆除を実施しているにすぎませんので、有害鳥獣駆除で野生動物を殺傷している方々の心中はご理解申し上げますけれども、獣魂碑の建立については町が主体となり実施する事業には適さないというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 実は事例として、仙南地区では村田町、仙北になりますが、加美町、大崎市、あと奥羽山系といいますか、白石のほうで建立しているというふうに伺っております。ぜひそれらも念頭に置いて、再度検討されたいというふうに申し述べて、次に移ります。

2つ目、町工事の入札についてであります。昨年11月13日に執行された工事の入札は、一度は終わった入札を業者の要求でやり直すという異例の事件になりました。入札をやり直すのを1課長の考えでできるのなら、組織として大きな問題であると思います。

副町長は、通常ではあり得ない、再入札、入札やり直し。と新聞報道にあります。私は、事のてんまつは新聞報道やテレビでしか存じておりません。質問の機会がなかったということでございます。

まず、もう一度言いますと、副町長は入札をやり直すのは通常ではあり得ない、10月20日の新聞に掲載されております。ことし、当たり前ですが10月19日、町の現職課長と民間業者2人が県警に逮捕されました。11月9日、ちょうど約1カ月前、仙台地検は、官製談合防止法違反などの罪で、町課長を含む4容疑者を起訴しまし

た。これも新聞報道でしか知り得ません。

さて、対象工事でございますが、通告書に書いたとおり、議案第115号、工事名荒浜排水区第二工区災害復旧工事、請負金額が2億5,920万円、これは税込みでございます。税抜きですと2億4,000万円、落札率は97.25%、入札参加業者4ジョイントベンチャー、入札回数は1回であります。この入札に関して、広報わたり11月号に、町長のおわびが掲載されております。主なことを読み上げます。これがもとになります。

本町職員の不祥事に関し、深くおわび申し上げます。10月19日に本町職員が入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律、これと公契約関係競売、入札妨害の容疑で逮捕されました。ずっといきまして、このおわびの中には、現在詳細がまだわかりませんので、コメントは控えさせていただきます。これは10月20日の緊急の全員協議会でも同じような発言がございました。したがって、皆目わからないということを申し上げます。ずっといきまして、結びです。今後二度とこのようなことがないよう、全職員に対し改めて法令の遵守、公務員倫理の徹底を強く指導するとともに、再発防止に取り組むというふうに掲載されております。

これに基づいて、次の質問をいたします。

1点目、具体的にどのように役場職員を指導するのかお伺いしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 東日本大震災以降、町民の方々、そして職員一丸となりまして、互理町の早期復興に取り組んでいる中におきまして、職員が不祥事を起こしましたことは、町民の皆様の信頼を大きく裏切るものであり、まことに残念であり、極めて遺憾であります。このため、今後二度とこのようなことがないよう、職員に対しましては私から法令の遵守、公務員倫理の徹底、さらには綱紀粛正といった訓示をし、一日も早く信頼を取り戻すことができるよう、強く指導しているところであります。そして、法令遵守や公務員倫理については、何よりも職員の取り組む意識が非常に重要であるというふうに考えておりますことから、毎月の庁議の場など、機会があるごとに日ごろから法令遵守を心がけるよう、職員に対しては徹底してまいりたいとそのように思っております。

また、職員に対する研修会についても、定期的実施することで、意識啓発、あ

るいは再発防止に取り組んでいきたいと考えております。具体的には、先日の全員協議会でご説明いたしました亘理町入札制度改革案に示したとおり、談合などの不正行為に対する職員の関与防止の徹底ということで、1月中に全職員を対象とする入札談合防止に向けた研修会を開催しまして、改めて職員に対しまして徹底した意識改革を行っていきたいと考えているところであります。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 職員研修会を定期的に行うと、徹底して。問題は、それについて当然マニュアルを作成すると思うんですが、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） マニュアルの関係なんですが、総務課のほうの研修といたしましてさきの全員協議会でも説明させていただいていますが、厳正なる入札会の執行の中で研修会の内容ということで、職場管理の基本と危機管理の対象としてのコンプライアンス、リスク、不祥事発生のメカニズム、そして対策のマニュアル作成というふうな研修がございますので、東京のほうであるんですけども、29年、来年の2月9日と10日の2日間にわたるんですが、そちらの研修に担当のほうということで、人事担当のほうの総務課の職員、副班長2人なんですが、申し込みをさせていただいて、受講のほうは了解をいただいております。それに基づきまして、マニュアルを作成していきたいということでございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 2月9日、10日の研修会、ぜひ早急に取り組まれるようにと申し述べて、次の発言に移ります。

問題は、なぜ起きたのかということになります。まず、再発防止には役場職員を指導する前に、役場内の規律やチェック機能に問題はなかったかということです。指導するためには、事のてんまつを解明する必要があると私は考えます。そこで、これも新聞報道ですが、町は入札に同席した職員2人から詳しい事情を聞く。同じ日の別の新聞報道では、問題点がなかったか調査すると掲載されております。そこで、入札に同席した職員、詳しい事情を聞くということですが、その結果をお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 話につきましては、担当した職員からも聞いていますけれども、現

在裁判の審理が12月20日過ぎから始まるということを伺っています。我々につきましても、この件については検察庁、警察から一切の情報はありません。情報提供だけは全部しておりますけれども、情報提供はないです。したがって、経過につきましては、それぞれ審理を見てということになるかと思えます。裁判に移っていますから、法の経過を見てということになりますから、答弁は控えさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 私が質問しているのは、役場内の規律やチェック機能のことを申し述べているわけです。裁判関係、支障があるかないか、ないと思うんですが、要は逮捕されて、起訴されて、既に新聞報道で保釈されていると。証拠隠滅のおそれがない、逃亡のおそれがないということで、保釈されていると私は理解します。これは裁判官の職権です。したがって、私が聞いているのは、役場内の規律なんですね。詳しく聞くと、プライベートなことはあると思うんですけれども、それらについて質問しているんです。これはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 入札の執行については、執行権を持った者が行います。これは町長でも副町長でもありません。そういうことで、この場合はたまたま吉田前課長が結果について相談を受けて、決断したということで、規律の問題じゃないと思います。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 逮捕された方は別にして、そのほかに役場職員が2人立ち会っていたとか、それについてお伺いしているんです。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） したがって、いわゆる執行した職員だけでなかなか判断できないとか、本来相談しなくてそのまま執行してよかったんでしょうけれども、我々のところはある程度やっぱり上司の意見も聞くという習慣がありますから、上司の判断を仰いだ結果、こういうことになったのではないかと思います。そういうことで、吉田前課長の判断が法に触れたということでございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 上司の判断に従ったということで、この件についてはここで結びます。次の質問に入ります。

2点目、再発防止策の内容をお伺いするわけですが、答弁を伺う前にこちらから2つ、再発防止策を提起してお伺いしたいと思います。

まず、亘理町建設工事執行規則、趣旨として第1条、町が執行する建設工事に関し、必要な事項を定めるものとするがあります。これは当たり前のことですね。問題は、第13条、競争入札を行うための入札執行者は企画財政課長の職にあるものとし、企画財政課長が事故があるときは、企画財政課財務班長または各班長の職にあるものがその職務を代理するというふうになっております。ここが問題。まず1つは、立会人の記述がないんですね。企画財政課長のみが入札に参加するとしか読めないんですね。当時は、課長を入れて職員が2人、合計3人でしたが、立会人の記述が何人かはこの建設工事執行規則には、私には見当たりません。これが1点目。

2つ目は、いろいろ探したんですが、チェック機能がないということ。そこで、提起するわけですが、この亘理町建設工事執行規則に次の点を加えてはどうか。まず1つ、第三者機関の設置、いわゆる入札監視委員会なるものを設置してはどうかということ。これは東京都に実はあります。それには、利害関係のない第三者、別でしょうけれども、例えば選挙管理委員のような方で構成。国土交通省は、地方自治体に入札の公平性を保つため、入札監視委員会なるものの設置を奨励している。これが第三者機関の設置。2つ目、入札に立ち会う役場職員の人数を増加してはどうか。この2つを提起して再発防止策をお伺いしたいと思います。答弁願います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 公共工事につきましては、その発注をめぐり、談合や贈収賄などの不正行為や、疑惑があとを絶たない状況であります。亘理町におきましても、同様の事件が発生し、入札に対する信頼性が損なわれるだけではなく、町民の方々の信頼も大きく裏切る結果になってしまったわけでございます。このようなことから、公正で透明性の高い新たな入札制度の構築に向けまして検討を行い、全員協議会で先日もご説明したとおり、亘理町入札制度改革案を取りまとめたところであり、今後入札の透明性、競争性、公平性を向上させるため、できることから早急に改革に取り組み、二度とこのようなことが起きないように、全職員が改めて法令遵守と公務員倫理の徹底に努め、再発の防止に取り組み、一日も早い信頼回復のため職務に精励していきたいと考えております。

また、先ほど議員がおっしゃたように、中立、公正の立場で、客観的に入札及び

契約に対する適切な審査ができるように、学識経験者等、いわゆる弁護士、大学教授、公認会計士などによる互理町入札監視委員会なる第三者機関を早期に設置し、その審査内容や議事録等についても公表していきたいというふうを考えております。

今後におきましても、今回の改革案の内容にとどまらず、国や県などの入札制度改革の動向を踏まえ、必要な改革に取り組んでまいりたいとそのように思っております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 第三者機関の入札監視委員会なるものを設置すると答弁いただきました。それと、先ほど私申した入札会に立ち会う役場職員の人数、実は建設工事執行規則には、人数書いていないんですね。人数が多ければいいというもんじゃないんですが、何名を増加するとか、そういうご答弁をいただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 副町長。

副町長企画財政課長事務取扱（三戸部貞雄君） ただいまのご質問でありますけれども、この立ち会い者につきましては、新たに傍聴制度を設けるまでの法制度が整いませないので、今現在考えておりますのは、今までは企画財政課の事務執行者と執行官だったんですけれども、今回は事業課からの立ち会いとあわせて、あと県からも立ち会いをお願いするという形で、あともう一つは事業課と関係ない、各課の課長等、あるいは班長等の立ち会いを一緒にしたいということでの再発防止に向けての取り組みを考えております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） これがいつになるかということで伺います。入札監視委員会なるもの、先ほど弁護士とかとおっしゃいましたが、大体いつころをめどにするのですか。2つ目、役場職員の人数、事業担当の、要はこれは次の入札からでもできると思うんです。その点いかがですか。2つの質問です。

議長（佐藤 實君） 副町長。

副町長企画財政課長事務取扱（三戸部貞雄君） 1点目の監視委員会につきましては、これにつきましては条例等の制定がございますので、その条例をまず28年度中には制定したいと考えております。この実施については29年度4月1日からこれらの対応をしたいということです。

あともう一つは、第2点目は、これは再開を予定するわけでありましてけれども、

再開する入札会からこの取り組みをしていきたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） ご答弁いただいたんですが、そのほかいろいろ聞きたいんですけども、こまくなるでしょう。まず、入札監視委員会なるものは4月1日から、役場職員の人数をふやすというのは次の入札からということで、ぜひ早目というか、時期決まったわけですが、いろんなことで集中しないよう実施されたいというふうに申し上げて、私の一般質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって高野 進議員の質問を終結いたします。

次に、17番。佐藤アヤ議員、登壇。

〔17番 佐藤アヤ君 登壇〕

17番（佐藤アヤ君） 17番、佐藤アヤでございます。議長よりお許しをいただきましたので、子育て支援についてと認知症対策について、2問質問いたします。

初めは、多様な子育てニーズに対応した幅広い子育て支援の充実のために、2点お伺いいたします。

産後ケア、出産直後からおよそ4カ月程度の間心身ともに休養をとりたいと思うお母さんを、赤ちゃんと一緒にサポートする事業、産後ケア事業を本町でも取り入れる必要があるのではないかという質問であります。

産後ケア事業について、少々お話しさせていただきます。マタニティブルーや、産後鬱、そして育児ノイローゼという言葉をよく聞きますが、最近では産後クライシスというワードも生まれてきております。この言葉の意味は、本来祝福すべき新しい命、新しい家族の誕生である出産に関するマイナスの現象をあらわしております。最悪の場合は、子供への虐待に至ることもあります。女性は出産すると、ホルモンのバランスが崩れたり、夜の授乳で生活リズムが乱れるなど、強いストレスにさらされます。また、最近では高齢出産の増加で実家の両親が高齢化していたり、両親が働いていたりと、里帰り出産が難しくなっているとも言われております。

厚生労働省では、平成26年度に妊娠出産包括支援モデル事業を実施しております。この事業は、母子保健コーディネーター事業、産前産後サポート事業、産後ケア事業の新規3事業などの総称ですが、その中でも産後ケアという事業は出産直後からおよそ4カ月程度の間、心身ともに休養をとりたいというお母さんと赤ちゃんを対象にした支援事業であります。

今後本町でもこの産後ケア事業について取り組むべきと考えますけれども、町長のご見解をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 産後ケア事業につきましては、近年核家族化や地域のつながりの希薄化によりまして、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなりまして、妊産婦の不安、あるいは負担がふえていると考えられることから、産後のお母さんを応援する事業として、平成26年度から妊娠出産包括支援モデル事業の一環として始められた事業でございます。

この事業につきましては、産後4カ月未満の母子を対象に、産後入院、デイケア、母乳育児相談、訪問ケアなどがありまして、県内で実施している施設は18カ所の助産院であります。そのうち産後入院、デイケアを行っているのは4カ所となっているようですけれども、県内市町村で産後ケア事業を支援している市町村はないようでございます。

産後ケア事業を取り入れる必要があるのではとのご意見でございますけれども、本町で把握している産後の母親の状況につきましては、出産後を実家で過ごす方、実家の親が手伝いに来ていただける方が大半を占めておりまして、母子手帳交付時のアンケートにおいても、妊娠中や出産後、支援してもらえる人はいますかという問いに対しまして、いると回答した妊産婦の方は95%となっているところであります。実家に戻れない方、親の支援が得られない方など、産後のケアが不十分となる可能性のある方については、助産師による新生児訪問の充実と産後訪問による育児支援を今後とも強化してまいりたいとそのように考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 本町では、乳児家庭全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業という事業を行っております。生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問して子育て支援に関する情報提供や、養育環境等の把握を行う事業であります。その実態は、いかがになっていますでしょうか。育児不安を抱えている方や、子育ての方法、助言が必要な方はこのこんにちは赤ちゃん事業の中でいないでしょうか。

また、出産後4カ月の間に8%から14%のお母さんが産後鬱にかかるという全国的な報告も出ております。そういう産後鬱に対して、エジンバラ産後鬱病というEPDSですかね、そういう問診診断等は本町では実施していますでしょうか。その

結果等もおわかりであれば、ご答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） ただいまの2点ご質問あったかと思うんですが、新生児訪問事業につきましては、27年度実数としまして219名の産婦の方に新生児訪問を行っております。その中で、実数が219名なんですが、延べにしますと254回訪問している。ということは、実数より35回多く訪問しているということになります。そういうところを見ますと、1度目訪問してもう一度、例えば母乳の状況だったり、お母さんの育児に対する不安だったり、そういうことの相談に応じるために、再度訪問したほうがいいかなというふうに感じた母子の家庭には、専門職であります助産師、または保健師、あとは同行して2人で行くとかということで訪問しているというふうに思うところがあります。

もう1点なんですが、産後鬱についての予防をどう考えているかというご質問だったと思うんですけども、こちらにつきましても、その新生児訪問時にいろいろお母さんとお話しして、支援してくれる方が身近にいないんだとか、そういう方につきましては、この訪問件数が示しているとおりで、再度相談事業をしているというふうに捉えておるところです。

それから、本町におきましては、ファミリーサポートセンターもようやく稼働して、実際利用されている方も少しずつではありますが、ふえてきております。ファミリーサポートセンターにつきましては、2カ月のお子さんから支援に相談があれば利用できるというような制度でございますので、実際に1歳未満のお子さんが20人くらい登録しているということも聞いておりますので、そういう福祉課の育児支援のほうとも連携しながら、産後鬱に対しての相談も充実していきたいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 取り組んでいるところちょっと申し上げたいと思います。千葉県の君津市、浦安市などでは産後に十分な支援が受けられない、また産後に体調不良や育児不安など産婦と6カ月未満の赤ちゃんを対象に市内の産科の協力を得て、育児相談、授乳、沐浴指導、地域の子育て情報の紹介など、必要な食事の提供なども行っているということです。先ほど町長も言われましたけれども、その産後母子ケア事業には、ショートステイとデイケアがあり、一時的ではなく、長い時間赤ちゃん

とお母さんに寄り添って、健康管理や育児指導はもちろん、育児全般にわたってさまざまなアドバイスを助産師から受けられる制度です。利用するほうも、負担はかかりますけれども、子育て支援の一環として、やっぱり出産直後のお母さんと赤ちゃんをサポートするこの産後ケア事業というのは、町の今後の出生率向上のためには、私ぜひ必要かなと思います。

このときにお母さんが安心して子育てできる環境をつくるということは、その次の子供、その次の子供というそういう意欲にもつながると思います。女性は本当に出産しての産後の肥立ちというか、そういう部分で支援を受けられる体制があるということは、もちろん実家の両親も、それから周りの方の協力もですけれども、公的な部分での支援が受けられる制度があるということは、物すごい大きな力になると思いますけれども、ご答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 亘理町でのデイケアを利用した方、担当課よりお伺いしたんですけれども、今までもいらっしゃるようでございます。やっぱりご商売といいますか、繁忙期どうしてもというようなそういう方もいらっしゃるようです。ただいま担当課長が言いましたように、状況を見て今後とも進めてまいりたいというふうに思っています。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 別な観点からです。産後は本人が思っている以上に、心身に負担がかかっております。厚生労働省の調査では、2003年から12年度に虐待死した子供の44%がゼロ歳児、生後1カ月以内はその中で約2割、そして加害者の9割がお母さんという、そういう調べが出ております。産後の女性はもっとやっぱり周囲から気を使ってもらいたい、そして孤立をさせないということが大事なことだと思います。この自分が大切にされた、自分が守ってもらえるというそういう思いが赤ちゃんへの愛情につながっていくのかと私は強く思います。この産後ケアは児童虐待防止というそういう観点からも、町のこれからの重要な施策の1つかと考えますが、ご答弁お願いしたいと思います。

本町の実態をちょっと申し上げます。本町の27年度の実績報告書の中に書いてあります児童虐待防止事業の中で、年々児童家庭相談、27年度と26年度を比べた場合、児童家庭相談がやっぱりふえております。虐待及び養護相談もふえてきているとい

うそういう実態調査もありますので、その件に関してご答弁をお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 冒頭申し上げたと思うんですけども、やはり核家族化とか、あるいはまた地域のつながりが希薄になった、その結果としてこういった状況も出てきているのかなと思います。したがって、子育てあるいは老人介護といいますが、これらと同等の考えの中で進めてまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 出産後間もないこの時期に適切なケアを行うということが、その後の育児不安を軽減することにも大きくつながると思います。安心して子育てできる環境整備を進めるために、育児に対する不安、負担感が大きい産後間もない妊産婦を対象として、私はぜひ早期に行うべきだと思います。

利用されている方の声も若干、ほかの市でやっている方のものを拾ってまいりましたので、ちょっと紹介させていただきたいと思います。宿泊型を利用した方です。実際、赤ちゃんが夜泣きというときにどうしたらいいかという、すごく悩んでいらした方みたいなんですけれども、本当にどう対処すればいいかじっくりと教えてもらうことができた、やっぱり宿泊してそばに助産師さんとか、看護師さんとかそういう中でいることによって、その現場できちっと対応を教えてもらうことができた、そういう喜びの声でした。また、行けない方は自宅のほうに来ていただく、そういう利用の方は本当に自分ですごく育児に対してこのようにしていいかどうか不安に思っているときに、助産師さんからこういうふうにしていいんだよと、大丈夫だよというそういう声をかけてもらえて、自信がついたという、相談をする窓口だけではなく、実際にお母さんと子供に関わってあげるそういう事業を私は大事なことだと思います。もちろん相談の窓口を広げる、それも大事ですけども、実際にお母さんと子供さんの育児に対しての取り組みを行っていくということが大事なことだと思います。

国のほうでも支援をしております。母子健康型産後ケア事業ということで、27年度から本格実施をしております。子ども・子育て支援事業計画の中に位置づけしてなくても、次期の計画にしっかり盛り込んでおれば、財政支援をするというそういうことも言うておりますので、実家に行って見てもらうとか、そういうご答弁も

最初にいただきましたけれども、実家にいつまでもいるわけにもいきません。お父さん、お母さんもやっぱり高齢にもなっておりますので、そういう部分で大事な4カ月、それこそお母さんを守る体制というのはしっかりとした公的な部分での支援をお願いしたいと思います。

では、次に入ります。(2)です。県では来年度から小学校入学時に第3子以降を対象に教材費を助成すると発表しております。この小学校入学教材費助成事業について、本町の考えを伺います。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長(齋藤 貞君) 小学校入学時の助成事業につきましては、少子化対策の一環として教育費にかかる保護者の経済的負担の軽減を図るため、市町村が行う入学用品等の助成事業に要する経費について、県が市町村へ補助するものでございます。

具体的には、市町村が第3子以降の児童を監護する保護者に対し、入学用品等を助成した経費が対象で、対象児童1人当たり3万円を上限に補助対象経費の2分の1の額を補助するものでございます。

亘理町におきましては、対象児童数については11月末現在で38人となっております。今後体操着や鍵盤ハーモニカ、算数セット等の対象とする品目について、現在検討を続けているところであります。

議 長(佐藤 實君) 佐藤アヤ議員。

17番(佐藤アヤ君) 県のほうでは、市町村がやると決めたらば2分の1を出しますよというそういうことだと思いますけれども、町としてはこの事業を行っていくということではよろしいのでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長(齋藤 貞君) けさほども私の決裁のところに企画調整会議、この件についてのテーマであったと思います。現在進んでいるということでお答えしておきたいと思えます。

議 長(佐藤 實君) 佐藤アヤ議員。

17番(佐藤アヤ君) 大体小学校入学時は10万円ぐらいかかるんですね。中学校のときは15万円、制服とか運動着とかもろもろいろんなものがかかります。せっかく県のほうで2分の1出すと言っていますので、取り組んでいただきたいと思えます。

例えば、多賀城市のほうでは、運動着はもうちゃんと支援をしております。運動

着は結構しますので、そういう部分で多賀城市では運動着とかちゃんと支援をしているという、ジャージとそれからTシャツとハーフパンツですかね、それから赤白帽子も支援をしているということです。あと、栗原市のほうでも健やか子育て支援金なんていうちゃんときちっとしたものをつくって、入学祝い金等も出しております。

ぜひ本町でも、ほかの町・市でやっているのに亙理町はと、まずそれが言われないうようにということと、また38人というその3番目の子供さんです。どれだけお母さん一生懸命育ててくださったのかなと思いますけれども、3番目の子供さんもぜひ入学の部分でしっかりと支援をしていく体制をつくっていただきたいと思います。まだはっきり決まっていないということですがけれども、これはいつの時点ではっきり決まるのでしょうか。今年度中というわけにはいかないと思いますので、28年度いっぱいまでとか、そういう部分での決定する時期はいつになるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） この事業を実施する時期につきましては、今年度中にまずある程度の事業の内容等を精査し、決定しながら29年度初めから実施するのを受けて、調整を図っていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） そうしますと、決まったとしてもお母さんたちの手元にお金が入るのは、29年の4月以降というそういうことになるわけですね。今一番お金のかかる1月から3月の間に、私はできれば支給できればいいのかなと考えているんですけども、今のご答弁をお聞きしますと来年の4月以降に支給ということになるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 県の補助要綱もまだはっきりしていないところもございますので、そのところにつきましては、県の動向を見ながら調整を図りたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 県の動向が早く決まって、こういう河北新報とかに載ると、町はどうなのかしらと皆さん思いますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思えます。

次の第2点目に入ります。認知症対策についてであります。

ご存じのとおり、認知症は脳の器質障害により社会生活の基本になる認知機能が低下する疾患であります。病気です。患者本人はもとより、家族や地域社会にも広く影響を及ぼしております。今後単身や夫婦のみの高齢世帯の増加も加速することなどから、患者や介護する家族が安心して暮らし続ける体制整備は不可欠であります。

厚生労働省が発表した最新のデータによりますと、65歳以上の家族に負担がかかるほど、覚えることが苦手な方は2012年時点で462万人、これが団塊の世代が75歳以上になる2025年には何と730万人にまでふえるという予測をしております。これは、65歳以上の5人に1人に当たるといふそういう数字であります。

そこで、1点目です。認知症の早期発見、早期治療の必要性についてどのように考えていらっしゃいますでしょうか。ご答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 認知症の早期発見、早期治療の必要性については、十分認識しております。認知症に関する相談につきましては、地域包括支援センターが窓口になっておりまして、症状に合わせた対応方法や、受診の相談、必要があれば専門医の紹介等も行っております。

また、地域包括支援センターには、認知症地域支援推進員として、2名配置しておりまして、医療機関、介護サービス事業所、地域の支援機関をつなぐ連携支援、さらには認知症の人や家族を支援する相談業務も担っています。

将来の認知症高齢者の増加が見込まれることから、厚生労働省において認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプラン、平成27年1月27日告示でございますけれども、これが策定され、平成30年度までに全ての市町村で認知症初期集中支援チームを配置することとされました。認知症初期集中支援チームは、高齢者が認知症になってもできる限り住みなれた地域で暮らし続けられるように、認知症の早期診断、早期支援体制の構築を目的として配置するものです。チーム員は、医療系と介護福祉系の専門職で構成され、認知症の人や疑われる人を訪問しまして、認知症専門医のアドバイスを受けながら、観察、評価を行い、本人や家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活をサポートするものであります。亘理町ではまだ認知症初期集中支援チームの設置には至っておりませんが、現在

準備中であり、平成29年度中の配置を予定しております。

さらに、認知症の早期発見のため、誰もが簡単にゲーム感覚で、物忘れチェックができる物忘れ相談プログラムを導入し、認知症カフェ、介護予防教室や、住民検診の会場に設置しました。このプログラムですけれども、アルツハイマー型認知症の早期発見につながる内容で構成された問題に対し、画面をタッチして答える方式で進められ、15問中12点以下で物忘れが始まっている可能性が疑われますというメッセージが出ます。所要時間につきましては、判定結果の印刷を含めまして、約5分でございます。これからもさらなる認知症高齢者の増加が予想されます。このようなツールも活用しながら、認知症や認知症の疑われる人が早期発見、早期治療につなげられるよう、よりよい支援体制の構築に取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 最近高齢ドライバーの交通事故が多発しております。認知症に対しての関心が高まっているような状況だと思います。来年の3月には75歳以上ですかね、高齢ドライバーの認知機能のチェックを厳しくすると改正道路法が施行されるということも発表されております。

本町では、11月号の広報わたりにゲーム感覚で今町長が申されましたように、物忘れ解消、相談プログラムということで診断をするというそういう内容の記事が掲載してありました。これは毎月1回中央公民館で行っている事業で、認知症カフェちょっくらというところで実施をしているということですが、月1回認知症カフェに行って認知症の診断をするということは、今まで11月は何件ぐらい認知症の診断をされた方がいますでしょうかね。私はなかなかここを利用するという方はまず少ないのかなと思いますけれども、この点についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） この物忘れ相談プログラムの実績につきましては、先ほど言ったちょっくらだけではございませんで、例えば肺がん検診の検診会場の待ち時間等にご利用いただくというような形で設置もしております。これにつきましては、延べ体験者数につきましては329名の方がご利用いただいております。そのほかに、介護予防教室のほうでも設置をしてご利用いただいております。これにつきましては、17名の方にご利用いただいているというような状況になってございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 町では28年度に知って安心認知症ガイドブック、認知症ケアパスを作成いたしました。このケアパスを見させていただくと、一番最初に認知症かどうかのチェックをするという項目がありました。あと後ろのページにもたしかそういう認知症に対してのチェックする記事が掲載してありましたけれども、この認知症ケアパスは全戸に配布しているのでしょうか。まずこの点をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） この認知症ガイドブック、認知症ケアパスと言われるものにつきましては、全戸配布ということで、時期につきましては、ことしの6月末に全戸配布を行っているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 認知症ケアパスとかちよっくらとかいろんなどを皆さんに発信していても、なかなか認知症のチェックが進んでいないような状況かなと思いますけれども、最近では血液検査で認知症になる前の軽度認知症障害が判定できるというような方法が開発されております。27年度9月の時点では全国で550カ所、埼玉県では111カ所全部の医療機関で検査ができるようです。この軽度認知症障害の全ての方が認知症になるということではないようですけれども、診断されてから4年のうちに約半数の方が認知症に進行するという調査結果があります。

やっぱり軽度の状況から認知症になる一番初期の段階からきちっと対応すれば、いろんなお薬とか、あと食事療法とか今飲んでいる薬の対応とか、いろんなことを進める上で認知症をおくらせることができるというようなことにつながるといいますけれども、今町の医院の中で、この検査ができる病院は何カ所あるのでしょうか。また、認知症対応できる医院、検査だけでなく認知症に対応できる病院というかそういう医院は何カ所ぐらいあるのでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 認知症を血液検査で認識するというようなことにつきましては、町内でやっている医療機関については、私は把握しておりませんので、多分ないのではないかなというふうには思うんですが、ただ認知症のケアにつきましては、かかりつけの医療機関ではある程度対応はできるのかなというふうに思っておりますし、町内ではありませんが町外岩沼市において、南東北病院には認知症の物忘れ外

来というような科もございますし、宮城病院にもございますし、あと南浜中央病院のほうにもございまして、そこについては認知症を専門的にケアしているというところで私は認識しておりました。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 先ほども申しましたけれども、埼玉県では70歳の方を対象に、63の全市町村で無料の認知症検診を行っているそうです。今後県に対しても町として認知症の早期発見につながる検診の無料化について要望していく必要があるかと思えますけれども、この点いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 確かに議員おっしゃるとおりだと思います。ただ、一番大事なことは仮に無料にしても、検診を受けなければどうしようもないことで、これは本人は無理でも周りの方々の注意というのが一番大事だと思います。ですから、そのことからやっぱり喚起すべきかなというふうに、私は思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 認知症は本当に早期に発見して治療すれば、症状の進行が遅くなるということは、しっかりわかっております。そして、できるだけ自分らしい生活を送られるようにしていくことが必要かと思えます。認知症の早期診断が大切だとわかっていても、なかなか今町長も言われましたように、受診に踏み切れないのが現実です。町、行政が背中を押していく対策、無料でも来ないかもしれないと町長が言っていましたけれども、無料だということで来られる方もいるという前向きに、こんなことをどんどん進めていかないと、2025年、65歳以上の5人に1人はなる可能性があるという、そういうことが予測されている中で、町はしっかりと取り組んでいくべきかなと思えます。

それでは、関連もありますので、2番目に入ります。認知症の人、家族の人が住みなれた地域で安心して暮らせる体制整備が必要であると思えますが、この本町の取り組みはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 認知症についての啓蒙普及と、認知症の人や家族の不安が少しでも軽減できるように、認知症の進行状況に応じて、どのようなサービスや支援を利用できるかをまとめた認知症ケアパスを作成し、本年6月末に全戸配布しております。

また、平成27年度より認知症カフェちよっこらを開催しております。こちらは、認知症の方、家族、一般の方、皆さんが参加できるカフェタイムを設け、情報交換や、交流を促しております。また、毎回テーマを決めまして認知症の講話や創作活動、軽運動等を行い、参加者の気分転換や認知症の知識の啓蒙普及を図っているところでもあります。

一般住民を対象に、認知症に関する理解を深め、地域全体で認知症の人とその家族を応援する認知症サポーターを養成するため、地区行事やまちづくり協議会等で養成講座を実施しております。平成27年度からはさらに詳しく認知症に関する知識を取得したボランティアである認知症サポーターリーダーを養成しまして、認知症カフェにて傾聴活動等に活躍していただいております。また、認知症の方や家族、介護者を対象に、同じ悩みを持つ介護者同士の情報交換の場として、認知症高齢者介護家族の集いを開催しております。認知症の人と家族の会宮城県支部の相談員がアドバイザーとなりまして、参加者の話をまとめたり、体験者の意見として介護方法の助言や希望者を対象に個別相談に応じております。

そのほか、行政区長や民生委員、近隣の住民の皆さんからも情報の提供をいただいております。その都度情報共有、連携を図っております。これからも認知症の人、家族、誰もが住みやすい町を目指してまいりたいものだと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） さまざまな観点で認知症の方を守っていく体制を町長からお話しいただきましたけれども、町でも認知症サポーター養成講座、一生懸命いろんなところでやっていると思いますけれども、今まで本町では何人ぐらい、そしてまた目標を毎年決めていらっしゃると思いますけれども、認知症サポーター養成講座の受講生をどれぐらいにするかという目標を持っていますでしょうか。もう一つ、本町では、高屋小学校で、認知症サポーター養成講座を実施しておりますけれども、子供のときから認知症の知識や、対応とかのきちっとした意識づけをすることで、町全体で認知症患者を守る環境づくりにもつながると考えますが、この件についてご答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） やはり認知症をサポートするには、地域全体で認知症の人たちとのかかわりが必要だというようなことで、認知症のサポーターを養成しているわけ

でございますが、今まで認知症のサポーターの養成講習を受けていただいた方は、1,634名ということになっております。あくまでも延べ人数でございますが、このぐらいの方々に受講をしていただいているということで、目標につきましては、数
字的な目標は持っておりませんが、より多くの方々にぜひ受講していただいて、地
域全体で認知症の方々をサポートしていただくという形でお願いしたいなというふ
うに考えておるところでございます。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 小学校、中学校ではまた来年度も認知症サポーター養成講座を開催
するというそういう計画は持っていらっしゃるでしょうか。高屋小学校とかあるんで
すけれども、亘理町の小中学校全部を対象にするとかという、そういうような具体
的な計画は持っていらっしゃるのでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 小中学校で開催するサポーターの養成講習につきましては、やは
り計画的に行っていきたいというふうに思っておりまして、全校というのはなかなか
難しいのかもわかりませんが、各年度定期的に開催をしながら、計画的に行っ
ていきたいなというふうには思っております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 小さいときに認知症のことを認識させておくということは、大事な
ことだと思いますので、ぜひいろんな機会を見て、子供のうちから、小学校のうち
からサポーター養成講座を推進していただきたいと思います。

国のほうでは、先ほど町長から答弁いただきましたけれども、認知症初期集中支
援チームの設置ということで、ご答弁いただきましたけれども、隣の岩沼市さんの
ほうではこの間の1日の新聞にそのチームが市に設置されたという、新聞に掲載し
てありましたけれども、本町では先ほど29年度中にといい答弁ですけれども、どこ
に設置をするという方向を持っていらっしゃるのでしょうか。

あとまた、地域支援員の設置も平成30年度までに実施するとしておりますけれど
も、これは今のところ先ほどの答弁に2人ですかね、いらっしゃるということで、
これは実施済みということなののでしょうか。この点お伺いたします。

議 長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） この支援チームの設置につきましては、29年度中に設置をしたい

ということで考えておりました、設置場所につきましては、今のところ地域包括支援センターの中に設置をしたいなというふうには思っておりますが、今後少し精査をさせていただいて、どのような形がいいのかということも考えながら進めていきたいなというふうに思っております。

支援員につきましては、現在地域包括支援センターのほうに2名設置をしております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） それでは、3点目に入ります。成年後見制度に関する本町の相談体制、利用状況、成年後見人の担い手確保についての取り組みについて、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 成年後見人制度につきましては、知的障害、精神障害、認知症等により判断能力が十分でない方が不利益をこうむらないように、家庭裁判所に申し立て、その方を援助していただく人をつけてもらう制度でございます。成年後見制度に関する相談につきましては、地域包括支援センターが窓口になっておまして、制度や手続についての説明を行うとともに、場合によりましては、申立書類の記入の仕方などについて、アドバイスを行っているところであります。

相談件数につきましては、年間六、七件であり、今年度においては、10月末現在で6件となっております。

成年後見制度利用支援事業につきましては、平成27年度において、町長申立で後見開始となった方が1名となっております。

ご質問の成年後見人の担い手確保についての取り組みですが、近年団塊の世代が75歳を迎える2025年に対応すべく、第三者後見人等候補者として専門職以外の市民後見人の養成、育成の必要性がうたわれております。必要性がうたわれてはいるんですけれども、市民後見人が行う後見業務と、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職が行う後見業務には、法律的な違いはなく、市民後見人にも高度な知識と高い倫理性が求められ、その責任もまた同様でございます。そのため、単に市民後見人を確保すればよいというのではなく、市民後見人の質の担保のため、養成研修カリキュラムなどをどのように構築すべきか、後見開始から終了までの支援、監督体制をどうするか、また万が一の事態が起きた場合の賠償、補償を含めたバック

アップ体制をいかに構築していくかが大きな課題となっております。

去る10月17日に仙台家庭裁判所において、家事関係機関との連絡協議会が開催されまして、後見人候補者の確保についても議題として取り上げられました。先行する仙台市におきましては、平成21年度、27年度に養成研修を実施し、49名の市民後見人候補者を名簿登録し、これまでに15件の受任件数があると伺っております。

仙台市以外の市町村においては、市民後見人養成のための研修内容や、バックアップ体制を見ますと、市町村単独での取り組みは、なかなか困難であるとの意見が出され、県に対しまして広域での取り組みを要望した次第であります。県といたしましては、すぐに対応することは難しいが、市町村の意見を伺いながら、検討していきたいとの回答があったところでございます。

超高齢化社会の進展によりまして、認知症高齢者等の増加も見込まれる中、今後成年後見人、市民後見人のニーズがあることは予測されるところでございますので、亘理町といたしましても地域の実情に合わせ、県を初めとする近隣市町との協働、全国の動向も注視しまして、慎重に検討した上で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 2013年度に全国の消費生活センターに寄せられた相談のうち、認知症や知的障害がある高齢者が被害に遭ったケースが1万600件と発表しております。老後の金銭的な不安を言葉巧みに操り、高齢者のお金を奪おうとする悪質業者が後を絶ちません。判断能力の不十分さにつけ込むのです。認知症高齢者を支えるために必要不可欠な成年後見制度ですが、必要に対して本当に利用している人が今町長が言われたように、六、七人というそういう少ない状況が一番大きな問題だと私も思います。もっともっと利用してもらう方法を周知をしていかななくてはならないと思いますけれども、利用者についてもやっぱり全国的にも少ないんですね。17万6,464人というような数で、認知症の高齢者に対して利用率はわずか2%というそういう報告があります。認知症が今後増加するという中で、もっと私は認知症の方に、まだ認知症でないという方に対しても、成年後見制度というこういう制度を広く周知をしていく必要があると思いますけれども、町では周知がまだ足りないような気がしますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 周知も確かに大事ですけれども、その前に今申し上げたように、市民後見人、この方の確保がなかなか難しいということが一番じゃないかと私は認識しております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 成年後見制度は、市民後見人を使うだけではなく、専門的な弁護士やそれから司法書士とか、そういう専門の方にもつなげるというそういう大事なことです。割合としたら初めのころは後見人というのは、大体親族が90%以上の方が後見人というそういうことになっていましたけれども、今は身内とか少なくなってきたような中で、専門後見人、それから若干少しずつふえつつありますけれども、市民後見のほうに今後見制度を委譲しているという、そういう報告もありますけれども、私は後見制度ということについて、町民の方にしっかりとわかっていただいて、こういう制度があるよと。香川県の丸亀市というところで、いつか役立つ成年後見制度の講座というような、そういう講座を開催しております。いつか役立つという部分でぜひ町民の方に成年後見制度ということについて、もうちょっと周知をしていくべきかなと思いますけれども、この点いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） おっしゃるとおりだと思いますけれども、この制度につきまして、制度そのものにやっぱりまだまだ工夫する余地があるかなというふうに思っております。それと、議員おっしゃったように専門職の方々というのは、必ず経費が発生します。あともう一つおっしゃった親族は、なかなか受けがたいという制度的な面もあるかと私は判断しております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 国のほうでもこの成年後見制度を団塊の世代の方が2025年をピークにという部分での取り組みの1つとして進めております。町内でもひとり暮らしの高齢者が増加しております。そして、10年後にはまたさらに増加するかと思います。こういう高齢化が進んでいる中で、認知症のため判断力が不十分になった場合、弁護士や司法書士などの専門職だけでは、もう後見人が不足していくというそういうような状況にあります。

ですので、後見人の確保の点で、一般の町民が後見人となる市民後見人の養成は必要不可欠であります。本町でも一般の町民も後見人となることのできる、社会に

貢献することができることを、そこら辺も周知をしていかななくてはならないのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。この制度自体がまだちょっとという部分は町長が言われておりますけれども、国のほうでは市民後見人、成年後見人の部分でもっと推進していくべきだという、そういう方向を示しておりますけれども、この点いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げましたとおり、市民後見人ということになると、いわゆる専門的な知識というか、弁護士、あるいはまた医療関係も含めまして、そういった専門知識が必要になって非常にハードルが高いというふうに思っています。ですから、PRすることはいいんですけれども、具体的に進めるというのはなかなか大変だと思います。現実には、法人化しているところもあります。町としましては、その辺の利用もいいのかなというふうに、私自身は考えております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） この成年後見制度は、2000年の4月からスタートしております。16年が経過しております。2011年、平成24年4月に老人福祉法の一部改正によりまして、市民後見人の育成を全国市町村に呼びかけております。ただ、努力義務として市町村判断で行政事業を行うというふうに言っておりますけれども、今の町長の答弁から推察しますと、町では市民後見人の養成はちょっと難しいという、そういうことになるのでしょうか、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） この件につきましては、一番最初の答弁で申し上げましたように、広域での取り組み、町だけの取り組みでは無理だろうということで、県のほうに要望していると申し上げたとおりです。それと、先ほど何度も申し上げておりますけれども、この後見人になるというのは非常に専門的な知識を含めまして、高度なものを持っていないとだめだということになりますから、これはやっぱり簡単には進まないというふうに認識しています。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 町長のおっしゃるとおり、150時間ぐらいの研修を受けてなるような、そういう市民後見人の制度です。ですので、本当になかなか難しい後見制度だとは思いますが、やっぱり町でも推進していかななくてはならないと思います。

この後見人制度をしなくちゃならないという背景には、単身世帯や身寄りのない高齢者の増加によって、後見人となるべき親族が見当たらないケースがふえており、専門職、市民後見人の確保が急務となっているからであります。本町では、成年後見人となってくれる人を確保し、高齢者が安心して暮らしができ、見守るという目的に立ち返って、地域の人々を巻き込むような後見人制度へ推進していくべきかなと思います。

これからの成年後見人としての役割としては、高齢者の介護サービスの利用計画等を中心に後見の業務を行うことが国のほうでは予測されております。いろんな部分の財産管理ももちろんそうですけれども、一番身近な部分の自分が介護を受けるようになったときに、きちっとした契約ができるようなそういう後見人としての役割を国のほうでは目指しているような、そういう気がいたします。ですので、認知症の人が最後まで安心して、亶理町に住んでよかったというそういうまちづくりを推進するためにもいろんな方法で高齢者を守る対策を今後とも引き続きやっていくべきではないかということをお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これをもって佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

なお、この際暫時休憩をいたします。

再開は11時40分とします。休憩。

午前11時34分 休憩

午前11時40分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番。大槻和弘議員、登壇。

〔12番 大槻和弘君 登壇〕

12番（大槻和弘君） 12番の大槻和弘です。一般質問をしたいというふうに思うんですけども、マイクのぐあいは大丈夫ですよ。私は背が高いのでよく聞こえないことかあるので、済みません。聞こえていればよろしいんですけども。

早速質問に入らせていただきます。原発問題の対応についてということで質問させていただきます。

福島第一原発に伴う放射性廃棄物の処理について、亶理町としてどのような対応をしているか。8,000ベクレル以下廃棄物は、宮城県が進める一般ごみと混ぜての焼却処分とするのか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在亶理町内の民有地で保管する基準値以下、いわゆる1キログラム当たり8,000ベクレル以下の汚染廃棄物は、重量にして約160トンとなっております。宮城県知事が示す県内の基準値以下の汚染廃棄物のうち、宮城県調整のもと3万6,000トンを県内各自治体の焼却施設において、一般廃棄物と混焼、つまり混ぜて燃やし、焼却灰の放射能濃度を調整する方法で処理するという計画は、全ての自治体を対象とした計画であり、もちろん本町も含まれます。

知事は、この計画については、汚染廃棄物の保管の有無や、その量にかかわらず、県内自治体の総意のもとに足並みをそろえ、県内全体の広域処理として行うものであり、この計画に同意できない自治体が1つでもあれば成立しないとの考えを示しております。

さて、本町の一般廃棄物ですが、名取市、岩沼市、山元町との2市2町で構成する亶理名取共立衛生処理組合が処理業務を行っていることは、ご承知のとおりでございます。よって、知事の示した計画が進むとなれば、組合が管理する岩沼東部環境センターにおいて、県の調整のもと混焼を行っていくことになります。

組合には、2市2町の首長で構成する管理者会があり、また2市2町からの選出議員で構成する議会があります。今回、知事の提案を受け、組合では臨時の管理者会議、組合議会の全員協議会が開かれており、協議の結果、2市2町ではこの提案に賛同することになりました。

ただし、この計画が進むかは確定ではありません。先ほど申し上げましたとおり、知事は県内自治体の総意のもとに進めるべきものだとしており、おのおのの自治体がこの提案に賛同するか否かについては、今月後半に予定されている第12回宮城県指定廃棄物等処理促進市町村長会議において示されるため、本日の時点では不明であります。

亶理町では、現状において知事が示す混焼による処理が、安全かつ早期に処分できる方法であろうと判断しているところではありますが、先ほど申し上げました市町村長会議の結果を踏まえながら進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今町長がおっしゃいましたけれども、こういう案ということで、全員協議会のところに出されたわけですけども、見させていただきましたけれども、

今原子炉等規制法というのが1つあるわけですが、そこでは100ベクレルが1つの基準という形になっています。これは、原発の中で処理された廃棄物については、100ベクレルを1つの基準としながら、裁量が認められている1キロ当たりの放射性セシウムでも原発内では、100ベクレル以下のごみもドラム缶に入れて管理をして、厳重に管理をして搬出後もコンクリートや土で外に漏れ出さないようにしております。一方環境省が言っている特措法では、今度新たにできたわけですが、8,000ベクレルが上限というところで、そこから規制をするんだというふうな、指定廃棄物にするんだという形になります。

亘理町の場合は、先ほどお話があったように、100ベクレル以下が55.5トン、それから400ベクレル以下が28.7トン、1,000ベクレル以下が76トンということであり、本来であれば原子炉等規制法では104.7トン、400ベクレルと1,000ベクレルですね、これは厳重な管理をするということなんですけれども、環境省の特措法では8,000ベクレルということになっていますから、上限だというふうになっています。

こういう2つの基準があるというのは、私はおかしいというふうに思うんですが、それで8,000ベクレルを超えるというものは国の管理ということになるんですけれども、8,000ベクレル以下というの管理というのはどちらになるんですか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 町民生活課長のほうより答弁させます。

議 長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） 先ほど8,000ベクレル以下の管理はどうなるかということですが、8,000ベクレル以下につきましては、一般廃棄物というふうなことになります。保管は農家の方が今行っております。それで、運搬については亘理町で管理をして行うというようなことで、組合のほうと協議をしております。そして、焼却、埋め立てについては亘理名取共立衛生処理組合で行うというふうなことでございます。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） それで、県が示しているやつでは焼却処分のメリット、これは数十分の1に減容化をして、そういう意味では処分場を長持ちさせるという点にあるわけだと思うんですね。ところが、一般廃棄物を10倍程度混ぜると、いわゆる混焼す

るということですから、焼却というのは減容化の効果というのではないかと、私はそのように考えています。焼却しても、一番問題なのはセシウム137なわけですから、これの半減期というのは30年ですよ。半分になるということで。それからさらに30年たつたとすると、それが単純に2分の1残っているわけですが、2分の1がゼロになるというわけじゃなくて、さらに半分の4分の1になるわけですね。さらに30年たつと8分の1ということで、10分の1になるのには300年ぐらいかかるという形にはなりますけれども、そういった中で管内全部で279.3トンという形になるんですが、本来であれば279.3トン、これを管理していくという格好になるわけですね。

ところが、今回混焼することによって、この案で見させていただくと、来年の1月から3月、これで焼却から出たごみというのは1,100トンになるわけですね。それから、29年度でどれくらいになるかという、5,800トンになるわけですよ。合計しますと6,900トンになるんですけれども。そういうふうな意味で言うと、279.3トンのものがセシウムは変わらないわけですから、それだけ量としては多くなるということになります。これは管理としては非常に大変な管理になってくるのではないかと。最終的に全部燃やしたとしてどのくらいのごみになってくるのか、そこをわかれば教えていただきたい。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） 今現在、岩沼東部環境センターの処理ですが、灰になる分が1割程度と言われております。ですので、1割だけ灰になって残っていくというようなことになります。ですので、例えば今回の場合ですと279.3トン、単焼で燃やすわけではございませんので、もしこれを単焼で燃やしてしまえば、その1割だけが残るということになりますから、27.93トンとなる見込みというようなことでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 10分の1になるということですよ。それはわかるんですけれども、ほかのごみと混ぜているわけですから、そうするとそれを選り分けるというわけにいかないわけですよ。そうすると全体を管理しなくちゃならない。そうすると、管理は非常に大変だというふうな意味で私は言っているんです。その上でなんですけれども、環境省のほうではことしの3月16日に、指定廃棄物、農林系の副産物という

ことになりますけれども、この減容化、安定化技術についての案を出しております。その結論案では、乾燥、圧縮成形で6割の減容化ができるというふうに言っているんですよ。そういう意味では安定した保管が可能となると。そして、処理に伴う副産物というものはないとなって、現地対応性も高いということで、これを管理するとすればリスクとして本来あるのは、雨と風があるわけですから、住民の不安ということで保管する場合、竜巻とか水害などそういったことが考えられるんですけども、それをボックスカルバートとか鋼製のコンテナ、こういうところに入れたとすれば、そういう設置の仕方を環境省では案として出しているわけですね。

こういったごみは本来は、それで管理をしていけば一番いいというふうに私は思っています。その上でお聞きをしますけれども、試験焼却をこれからやるということですけども、本格的な焼却というのがいずれ出てくると思うんです。試験結果によるかもしれませんが。その際の廃棄物というのは、これはどうなるのでしょうか。亘理町で管理をしなくてはならないものなのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） 試験焼却というのが最初にありまして、その後本格焼却というふうになりますけれども、灰につきましては、最終処分場に埋め立てられるというようなことでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） そうすると、委託をするという形ですから、その委託先でやるという格好ですね。私が聞いていたのは、出した自治体で最終処分をするというふうなそういう話もちよっと出ていたというふうに聞いていたんですね。そういうことはないわけですか。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） 確かに大槻議員が言っておられるとおりでございまして、岩沼の最終処分場も間もなくいっぱいになるという状況でございまして、組合と県がお互いそれぞれ受け手を探しているところでございます。もし、それが見つからないというふうになれば、それぞれおのおの自治体、2市2町それぞれのところで保管するという状況になってくるかと思われまます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） どういう方向になるかということもあるわけですけども、それで

岩沼東部環境センター、ここでの焼却という形になるわけですが、この場所というのは仙台空港の近くだと思うんですが、風向きによってはこの亘理町にも影響があるというふうに私は思うんですよ。これは、町民への説明というのは案を見させてもらおうと、どうも広報だけしかない。それ以外の説明はないということですよね。町長も出席をしました11月3日の市町村長会議、この中で利府町長は県が議会、あるいは住民に安全性の説明をしてほしいという要望を出したわけですよね。そうしたのに対して、村井県知事は住民説明の機会を設定していただければ、説明をしたい旨の回答をしていました。亘理町も当然説明をしてもらう形にしたらよろしいのではないのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 町民の方々への説明については、混焼するかどうかは、今月下旬の市町村長会議で決定されます。それを受けまして、亘理名取共立衛生処理組合の管理者会議が開かれますけれども、その中で足並みをそろえて、この件についても協議したいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） そうしますと、地元の説明はやるということで案は出されていますけれども、各自治体においても説明会をする予定はあるということですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ですから、各自治体という県知事の説明は、それぞれの市町村で焼却するという前提の中でお話ししているものと私は理解しております。我々の場合ですと、あくまで亘理名取共立衛生処理組合の中での焼却ということで捉えております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） そうしますと、亘理町民には説明はするわけではないということですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） この件についての町民に対する周知につきましては、いろんな方法があろうかと思えますけれども、今議員がおっしゃったように、住民説明会というのは1つの方策かと思えますけれども、いろんな形で考えたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） ぜひ説明をすべきだというふうに思っております。試験焼却時ですけれども、これの町内の空間線量の測定、これをどうするのかと。安全性の確認ということで、県のを見ますと、排ガスのセシウム濃度の測定は月1回というふうになっているわけですね。町として町内のモニタリング、この強化をすべきではないかというふうな声が私のところに来ているわけなんですけれども、特に子供たちのいる施設を中心に。これはどう考えますか。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） 放射性物質汚染対処特措法の規則第33条によりますと、月1回以上測定するというようになっております。年間これが1ミリシーベルト以下になるように試験で実証していく方針ということで、県のほうで説明をしております。月1回と示しておりますが、試験焼却の際、放射能汚染の濃度の低い順番から混焼してまいります。そうしますと、当然ながら濃度が違うものが投入されていきますので、濃度が違った場合、またそこで再測定を行うというような形になっております。

そして、年間1ミリシーベルト以下というのは、大気で希釈された後の基準であります。県のほうでは排ガスが出ている煙突のところで計測をします。本来は大気で希釈された濃度でありますけれども、これが1ミリシーベルト以下になるようにモニタリングをやるというようなことで、示されております。このようなことによりまして、現在のままモニタリングを実施していきたいというふうに思います。

それから11月3日の市町村長会議の資料の中におきまして、放射性物質汚染対処特措法に基づく調査及び環境省が実施したアンケート調査において、これまで排ガス、放流水の放射性セシウム濃度が超過した事例がないということが記載されておりましたので、申し添えたいと思います。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今、月1回ということでありましたけれども、参考までにお聞きしたいんですけども、環境省で測定しているのが月1回というのがあったように聞いたんですけども、亘理町内にですね。それちょっとお伺いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） それでは、総務課で対応している放射能対策室の関係の業務なんですけれども、ご存じのように月1回で施設側はやっています。ただ、役場前につ

いては毎週1回、測定をしてございます。それと、ご存じのように中央児童センターの物置小屋の裏側のほうに、センターの北東側のほう、駐車場の中なんですけれども、こちらのほうには常時観測できるモニターで見られる測定のほうをしてございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 常時見られるというのは、それは環境省で測定を続けているということですか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 役場のほうでは、県のほうの放射能のデータのほうで見られるようになっているんですが、当然そこに行けば観察できるということでございます。あと、公共施設は各施設のほうに計測器を渡してございますので、それで月1回やっていたという状況でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） この測定のほうについては、今後ともずっと続けるということでしょうか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 今のところ、放射能の放射線量ですか、そちらのほうも常時やっているところであれば、中央児童センターでは0.05マイクロシーベルト等に落ちてきています。安定してきていますので、今のところは今年度は月1回は実施していきますけれども、まだこういうような混焼もありますので、引き続き来年度も月1回くらいはやったほうが町民の方々の安心も含めて効果はあるのかなと考えております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） そこについては、今年度だけじゃなくて、来年度もやるということですね。先ほどお話がありましたけれども、煙突のところではかるという格好なんですけれども、県のほうのやつを見ますとバグフィルターというのがあるんですが、これは非常に精度が高くて、99.9%セシウムを除去できるというふうに出てはいるんですけれども、本当にそうなんですか。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） 環境省のほうでは99.9というようなこともっております。

そしてまた、違う論文もございまして、それが99.9ではないのではないかというの
もございますので、それらを含めまして、県のほうとしてはあくまでも試験焼却の
段階、要は低レベルの放射能汚染物質から混焼してまいりますので、それらを超え
ることがないように調整しながら混焼していくということで進めていく方針という
ことでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今お話にあったように、廃棄物資源循環学会というところがあるん
ですけれども、その論文の中で岩見億丈さんという医学博士の方なんですけど、以
前に岩手県の遠野市と宮古市で焼却をしたというふうな事例があるわけです。それ
は行政資料を分析しながらしたそうなんですけれども、その論文によりますと遠野
市でやった焼却の場合は、セシウムの除去率が64.6%だったというふうな。それか
ら、宮古市でやったやつについてはセシウムの2割がバグフィルターを通り抜けて、
焼却炉付近の近傍でセシウム濃度が上がったという報告もあるわけです。

ですから、そういった意味からすると、バグフィルターというのはどれほど信用
性があるかというのは今論争中であることも事実なんですね。だから、99.9%とい
うのはなかなか信用性が私としては、一方でそういう論文があるわけですから、即
信用するというふうにはいかないなと思っています。

それで、やはりこういったことを考えた場合に、土壤汚染やあるいは降下時の測
定もやっていくべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） 先ほども申し上げましたけれども、県の方針としまして、ま
ず11月3日の市町村長会議で示された資料の中を見ますと、放射性物質の特措法に
基づく環境省の調査、それから環境省が実施したアンケート調査において、排ガス、
放流水のセシウム濃度が超過した事例がないというようなことでございますので、
これらも試験焼却の中で当然ながらその基準を満たすように混焼していく方針とい
うようなことで考えておりますので、そこまでは今のところ考えてはございません。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 通り抜けるかもしれないということもあるわけですから、私はすべ
きだと思うんですが、放射能の場合は、ここまでは安全だというような閾値とい
いますか、そういったものがないわけですね。人によってはもしかすると病気になっ

てしまうという可能性もあって、人によってはならないかもしれないと。そういうふうなこともあるわけですから、そういった点では十分注意をする必要があるというふうに思っています。県のこの案というのは、私自身ちょっとこれでいいのかなと非常に思うわけですが、それでもう一つ聞きたいのは、最終処分場ですね、これが見つからない場合、その対応というのは一体どうするのかなど。その場合やっぱり先ほど言ったような管内市町でそれぞれ管理ということになるのかどうか。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） もし最終処分場が見つからない場合ということのご質問ですが、先ほど申し上げましたとおり、現在組合のほう、そして県と受け入れ先を探しているところでございます。しかし、これで受け入れ先がなければ、それぞれ2市2町で保管していくことになるというようなことで考えております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今現在岩沼にある最終処分場、いっぱいになるということとあわせて、そこでは絶対に引き取らないよということを言っているわけですから、私が思うのには、これを委託をしてやるということになった場合に、果たして委託先が見つかるのかというのは非常に疑問だなというふうに思います。思い起こすと、このことにはかかわりませんが、10年ほど前に竹の内の産廃というのが村田町であったわけですね。その問題があって、反対運動が非常に起きたということもございまして。今度は放射性物質を含んでいるわけですから、そういったことが起きる可能性もある。特に風評被害というのは非常に多いですね、この放射能に関しては。そういったことを考えると、単純に管内市町がそれぞれ管理するといったって、実際本当に管理できるかという非常に疑問だというふうに思います。そういったことについていかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） 今現在もその放射能の特措法に基づいて、それぞれ観測を行っております。それが基準値を超えていないということでございますので、当然、最終処分場についても基準がございまして、そちらが今のところ基準値を超えていないというような状況であるということしか、今のところ言えないのかなというところでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） もう一つ聞きたいのは、放射能対策室が今現在あるわけですね。これが機構改革になるのかどうかわかりませんが、なくなるのではないかということをお聞きしております。そうすると、今度新たに混焼をやるということになるわけですから、町民からすれば不安が大きいわけです。先ほどお話を聞いた環境省で月1度やっているというのも、今年度あったんだけど、来年度も一応延ばすかなという話を総務課長のほうから出されましたけれども、その上で放射能対策室がなくなるということは、本来であれば私は放射能対策室、これを強化すべきだというふうに思うんですけれども、それを縮小するような方向に見えてしょうがないんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 現時点の放射能対策室の業務関係ですけれども、先ほど申し上げましたように、月1回の町内施設等の空間線量モニタリング、それから役場前の週1回のモニタリング、それと食材の放射線測定、東京電力への賠償請求などを行っているところであります。食材の放射線測定については、学校給食センターは毎日、それから保育所等については週1ということで、その回数が多くて一般町民の持ち込みによる関係については、年に五、六十件といった程度に落ちてきてはいます。ちょっと山のほうの山菜関係とか、そちらが心配だということでお持ち込みになる方が多いようございますけれども。そういった内容で業務的にも、また空間線量についても安定して落ちてきているということもございまして、組織機構の見直し、復興関連の事業についても、用地とかの買収もそれなりに業務も少なくなってきたところもございまして、そういった課等の設置について、検討を行っているところでございます。

具体的に決定というか、庁舎内でまとまれば議員方にもご相談させていただきませうけれども、その中で現在の放射能対策室の業務を踏まえた上では、環境の関係を取り扱っている町民生活課のほうで事務を引き継いだほうがいいのではないかとということで、今検討をさせていただいているところではございます。決して、業務的に測定をやめるとか、放射能の現在の、前のゆうゆう作業所の跡地でやっている町民の方の持ち込み等の食材の測定をやめるといった内容で決定しているわけではございませんので、そういった内容でございまして、以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 先ほど町長も言われましたけれども、これは各市町村、自治体、これが賛成をしないとだめだと、村井知事が言って、この言い方はおかしいなというふうに思うんですけれども、そういうことを言っているということですから、見通しとして、例えば角田のほうなんかはクリーンセンター今度新しくできたわけですから、そういったところも含めて反対の大きな声とかというのは聞いているのでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 角田の場合はまだ引き渡しが来年の3月か4月ですかね。ですから、試験運転は今すぐできないというのは角田というか、仙南地方の答えだと思います。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 次の質問もあるので、このくらいにしますけれども、最後に1つだけ、町民の声だけご紹介をしておきたいと思います。これは、やっぱり一番心配というのは子供を持つお母さん方、若いお母さん方なんですよ。その方たちがやっぱり一番心配しているというふうなことになります。その方たちがおっしゃるのですけれども、チェルノブイリでも絶対燃やしてはいけないと言われているんだし、本当は東電の福島第一原発に集めるべきだし、絶対に燃やすというなら、申しわけないけれども、福島県内で燃やすべきだと思います。そんなことは亘理町議員に言ってもリアルに伝わらないから、亘理町のことを聞きたいんです。濃縮した際は、亘理のどこに行くのかとか、亘理は他の地域より少ないからどこの稲わらを引き受けるのかとか、明確な場所を聞いておきたいです。また、無理だと思うけれども、焼却する日は学校の体育とか、外での活動をしないようにしてほしいと。こういうふうな声があるんですね。

ですから、具体的なことを町民の方たちはよくわからないというのが現実なんです。ですからいかに説明というのが非常に必要かということ、このお母さん方も含めて、非常に心配をしているというのが現状だというふうに思います。そういったことを考えながら、進めていただきたいというふうに思いますけれども、次の質問に入ります。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員に申し上げます。一般質問の途中ではありますが、ここで一旦休憩をいたしまして、再開後に残りの一般質問を行いたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、休憩をいたします。

再開は1時15分とします。休憩。

午後 0時13分 休憩

午後 1時13分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） それでは、2つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

東北電力は女川原発2号機の再稼働の申請をしています。電力の原発依存はすべきでないとは私は考えるんですが、町長の見解はいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 電力を原子力発電に依存すべきではないのではないかとのご質問でありますけれども、初めに原子力発電所の再稼働を初め、エネルギー政策につきましては中長期的な観点から、国において総合的に判断されるべきものと考えております。

また、東北電力女川原発2号機の再稼働につきましては、現在国の原子力規制委員会の審査中であり、引き続き国及び県の動向を注視してまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 再開された場合の話になるかもしれませんが、女川の原発事故の際にモニタリング、これを一体どうやっていくのかということです。避難は、放射能の実測となるのかということです。女川から亘理まで海上で、海の上という形になるわけですが、その実測は実際にできるのかどうか。国のほうではスピーディの活用というのはいらないというふうに言っているわけですから、そうすると実測でやるという形になると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 宮城県におきましては、女川原発周辺の環境放射線監視体制について、平成24年1月からゲルマニウム半導体検出器の運用を開始したほか、可搬型のモニタリングポストを整備するとともに、女川原発から10キロ、そして10キロから30キロまでの範囲におきまして、新たに固定型のモニタリングステーションが約10カ所程度整備されております。宮城県環境放射線監視センターにおいて、モニタ

リングが常時続けられている状況でございます。

事故発生時におきましては、これらのデータの分析等が行われることになっておりますので、本町にどの程度影響になるかは、国、県など行政機関から正しい情報を収集して、国の原子力災害対策指針に基づき屋内避難など必要に応じて指示を出すことになろうかと思えます。ただ、その前に国とか県のほうでの屋内避難とか、避難の關係の指示とかも来ることもあり得るものと思っております。

海上の關係の影響でございますけれども、実測的に海上での測定は県のほうの地域防災計画等においても明記はないんですけれども、漁船關係については海上保安庁の關係と連携しながら、避難等を進めるとか内容が盛り込まれてございます。実測的には空間線量からいろいろと情報を収集するのかなと思えますけれども、ただ先ほど申し上げました10キロから30キロの範囲で10カ所程度さらに測定の關係ですね、整備をしているということで、そちらのほうの測定なども踏まえて、亘理ですと一番近いのが東松島の鳴瀬のポイント、距離的には遠いんですけれども、そちらにも地点がございますので、そういうデータをいろいろと収集しながら、進めるようになろうかと思えます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） そうしますと、女川から一番近いとなると、当然海上来るわけですから、海上での実測というのはできないという考えですね。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 町のほうではできないのが現状でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） それともう一つなんですけれども、東松島市との關係ですけれども、避難の際、ここに広域避難計画というのが、東松島市で出しているやつですけれども、これは小野地区というところが亘理町に避難をするという形になっております。亘理町の吉田中学校ではとか、亘理中学校、吉田小学校、亘理小学校、そして逢隈小学校とこれが避難という形になってきております。受付については中央公民館でやるという形にはなっているんですけれども、實際問題として受け入れるための協定というのは、今現在どうなっているのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） こちらについては、県のほうから原子力災害時の広域避難受け入

れの要請がありまして、それに基づきましていろいろと検討させていただきまして、今年の10月9日付で東松島市と協定を締結してございます。それで、うちのほうの施設としては11カ所、具体的に申し上げますと、亘理小中学校、荒浜小中学校、吉田小中学校、長瀬小学校、逢隈小中学校、高屋小学校、中央公民館で、可能人数については、一応2,400人と想定していますが、その小野地区等含めた東松島市の人数的な割り当ては、亘理町は1,875人ということで、うちのほかにも仙台市太白区と泉区、そちら2地区で2万4,000人ぐらい、それから名取市で5,600人、岩沼市で7,800人、山元町で600人の受け入れをするというふうな状況になってございます。

ただし、協定は結んでございますが、うちのほうで実際的に今回の大震災の津波等で受け入れができない場合については、受け入れできないということで、必ず受け入れできるものではないというふうな状況でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 実際に原発の事故となると、一体どうなるのかというふうなところがあるので、非常に難しいんだろうなという気がいたします。いずれにしましても、こういう受け入れの問題も含めて、12月6日の河北新報の記事ですけれども、この中で福島第一原発、これが炉心注水のポンプが停止したというふうな事故があったわけですね。ヒューマンミスというか、そういう形です。それと11月22日にも福島県沖を震源とする地震で、福島第二原発3号機で燃料プールの冷却循環ポンプが自動停止したということが載っております。こういうふうな事故がヒューマンエラーも含めて起きるわけですね。ですから、問題なのはこういう事故を起こさないということであれば、一番いいのはやっぱり原発が再稼働しないというのが一番だというふうに思います。これですと、避難もする必要もないということになりますから。

私は、町として女川原発の再稼働について、反対の意思を宮城県知事に表示をすべきだというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほども回答いたしました。東北電力女川原発2号機の再稼働につきましては、現在国の原子力規制委員会の審査中であり、引き続き国及び県の動向を注視してまいりたく、意思表示につきましてはお答えを控えさせていただきたいと思っております。

また、亶理町独自の事業といたしまして、平成27年3月6日に宮城県、亶理町、山佐株式会社の3者による立地協定を締結し、現在東北有数の太陽光発電事業を進めておりますので、これらの施設を核に地球温暖化等、環境に配慮したまちづくりを目指してまいりたいと思います。

私そのものは、終戦のとき3歳でございますから、物のないときに育ったわけですから、食べ物とエネルギー、これはもう自給すべきだという考えです。当時は、エネルギーについては議員ご案内のように、各集落で共同で山を持って、薪等、それを主に冬の時期とか燃料にした経緯があるわけです。食べ物については、おかげさまで海の幸、それから水田もこのようにあるわけですし、それから園芸産業も盛んなところだったわけです。今回の畜産農家につきましては、被害者でもあるわけでございますから、彼らは食の重要な部分を担っているわけでございます。彼らの今までのいろんなご苦勞にも我々としては寄り添っていくべきだという考えもあわせて持っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 町長というか、個人というかお話を伺わせていただきましたけれども、原発についてはここ何年間か、夏の暑い時期でも稼働しなくても、現実には電力については供給されているという事実があるわけですから、原発というものに頼る必要がないのではないかというふうに思います。

そういったことで、時間もありませんから次の質問に移りますけれども、亶理町に伝わる民話の活用について、柔らかい話になるかもしれませんが、それについて質問をしたいと思います。

わたりの民話、これを過去に発行したわけですがけれども、郷土の文化遺産としての民話、今後どういうふうに活用していくのか。また語り部の育成、学校教育へ取り入れるとか、そういうふうな形にしてみてもどうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） この件につきましては、生涯学習に関連することなので、教育長のほうより答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、お答えいたします。

町に伝わる習俗や文化を伝えていく手段の1つとして、わたりの民話を活用する

ことは非常に有効であると考えられますけれども、語り部の育成につきましては、現時点では民話語りについての興味、関心が高まっているとは言えない状況にあるということなんですね。そういうことで、時期尚早かなというふうに今考えているところでございます。

それで、まずは既存の普及機会を利用しまして、民話を広めることに努めたいというふうに考えております。具体的には、図書館において実施しておりますおはなし会のうち、数回をわたりの民話から語り聞かせを実施したり、また子供読書推進の活動をしている読み聞かせボランティア団体においても、わたりの民話から語り聞かせられるように協力を仰いだり、またわたりの民話を所蔵していない団体については、無償で配布をしていきたいというふうに考えております。

こうした活動を踏まえて、団体に所属する会員向けに、民話の語り聞かせのスキルアップといたしまして、年1回程度でございまして、勉強会を実施していきたいというふうにも考えているところでございます。

このほかに、郷土資料館におきまして、常設の展示室内のシアターコーナーというのがございますが、その中にわたりの民話が収録されている7つのお話があります。具体的に申し上げますと、湊神社と鮫、それから矢抜き沢、それから鏡が池、片葉の葦、三十三間堂、観音堂、泣止屋敷、この7話が常時上映することにされております。これらを発展的にさらに掘り下げていたり、またこれ以外の民話についても紹介する機会を設けたりするように、努めていきたいというふうに思っております。

さらに、昨年度策定いたしました亘理町子ども読書活動推進計画の総合的かつ計画的な推進を図るために、本年6月に亘理町子ども読書活動推進会議を設置しております。その中で、いろんなことを協議しておりますが、その中でも民話への取り組みについて提案するなどして、普及に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

学校教育への取り組みにつきましては、平成20年まで実施しておりました町内小中学校教職員へのわたりの民話購読促進を再開し、浸透に努め、総合的な学習の時間等において民話を教材として扱うよう小中学校へ協力を求めてまいりたい。実は、きのう定例の校長会、教頭会がありましたので、その席で私のほうから民話を活用して教材として取り扱ってみてはどうかということで、協力依頼はしております。

また、子供読書推進の活動を行っている最前の読み聞かせボランティア団体、各小学校におりますけれども、その中には小学校の授業とか、あるいは朝の会で読み聞かせを行っていますので、年間活動の中にぜひわたりの民話も取り込んでもらえればなというふうな話を語りかけていきたいというふうに思っているところです。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） とりあえずは民話を広めたいという話ですから、ぜひともやっていただきたいなと思います。民話を知っている世代というのが少なくなっているんですね。今お話のとおり。そういったことがある中で、私も小さいころは民話を聞きました、うちの母親から。生きていれば91歳ということになりますが、もう亡くなりましたけれども、そうするとその話をできる人というのがなかなかもういないですよ。特に今はテレビなんか見たり、あるいはゲームやったりとか、なかなか民話に触れるということがないというふうに思いますので、いっせせっかくある民話ですよ。最近の言葉で言うと、レガシーとでも言うんですかね、遺産としてあるわけですから、これを取り入れていくというのは非常にいいことではないかなというふうに思います。

それで、ここにちょっとお借りをしました。亘理町の逢隈地区老人クラブ連合会を出している民話、前に出したそうなんですけれども、これをちょっと借りましたけれども、この中に10何話ほど民話が載せてあります。非常にそういう意味では結構面白い民話だなというふうに思っていて、これも出したのが昭和45年ですから、大分たっているということもございます。今言ったように民話を伝える人がいなくなるということですから、何とか絶やさないような努力をしていくべきだろうなというふうに思いますし、またここに載っている以外にも、もしかすると民話としてあるんじゃないかというふうに思うんです。そういったものもやっぱり拾い集めるというか、収集などもやってみてはいいんじゃないかなというふうに私は思っているんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 実はきのう、校長会、教頭会でお話をしたんですけれども、まだ残部があるということを郷土資料館から聞いておりますので、各学校に2冊ずつ、まずとりあえず配布して、子供の目に触れさせる機会をとっていきたいというふうに

思っております。今具体的な今後の取り組み等については、担当課長のほうから答弁させます。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤和江君） ただいま大槻議員がおっしゃったように、大槻議員が読み聞かせをおじいちゃん、おばあちゃんからしていただいていたころ、大体私と年代かぶりますので、私もよくうちの祖母からそういう話を聞かされたことがあります。ただ、今回こちらが見本のわたりの民話でございます。初刊はこちらに書いてありますが、昭和58年初版出ております。これを出した経緯につきましては、先ほど大槻議員が危惧していらっしゃるように、その当時もう昭和58年当時ですら、もう語り継ぐということをする方がいなくなるのではないかというふうに思われて、そして先ほどおっしゃったこの昭和45年10月に逢隈地区老人クラブ連合会で発行したこちらの民話も参考にして、中を見てみますと、こちらの58年に発行したわたりの民話の中にもこちらの中から入っているような状況でございます。

それで、大体その当時に語り継がれていた民話というのは、収集されたというような状況でございます。それで、いろいろ心配はあるんですが、現段階において民話の収集といってもなかなか新たな民話というのは、採録できないかなとも考えております。そしてまた、平成19年度から町史のほう編さん作業を行っておりますが、亘理町史の民俗編の考証文芸の小説においても、新たな聞き取りというのはとにかく行わないで、こちらの民話をもとに編さんする方針ということで、そちらのほうでもそのようになっているところでございます。

民話の収集は改めては行いませんが、これから先ほど来教育長が答弁しているように、今以上に民話のほう、いろんなところに普及していきたいと考えております。そしてまた、亘理町史の民俗編の刊行によりまして、こちら収録されていない新たな民話がありますよというような、そういう情報を得ましたら、次に増刷するときにも、新たに上げていきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） わかりました。これを私も見させてもらったんですけども、そうするとこの中でちょっとお話だけさせていただきたいんですけども、お天道様ときゅうりという話がこの中で出てきたんです。これは、逢隈の牛袋地区の話なんですけども、私うちのお袋から聞いたことがあったんですけども、牛袋地区につ

いてはキュウリが食べられなかったというふうに聞いております。お袋からもそう聞いていましたし、拝んでもらって食べられるようになったんだという話をされました。これちょっと見てみると、京都の八坂神社、あそこの祇園祭というのがあるんですけども、この祇園祭の際にも同じように、祇園祭やっている八坂神社の氏子さんたち、祇園祭1カ月やるんですが、1カ月間やっぱりキュウリ食べられない。ですから、恐らくこれは疫病対策祈願ということで、祇園祭やっているわけなんです。当時やっていたわけなんですけれども、平安時代になるかと思うんですが、そういったことがあって。ところがそれが牛袋地区に残っているし、私仙台にちょっと行ったときに、苦地というところがあるんですが、そこでも同じようにキュウリ食べられなくて、キュウリじゃなくて瓜のほうを食べているとあったわけですね。

この間、阿武隈川を守る会というのがありましたけれども、岩沼市民会館のほうに見に行ったんですが、招待されたものですから。そうしましたらその中で、阿武隈川の交通ルート、結局それを使いながら、江戸に米を運んだということがあるわけですよ。貞山堀を使ったりとか。ですから、そういうルートを使ったのかどうか分かりませんが、そういうお話が、当時は全国的に疫病になったのかもしれないけれども、それが結局残っていると。そして、それがお袋の代からなのかもしれないけれども、キュウリが食べられるようになったという話。そういう意味では文化財というかそういうふうな話にも持っていける話で、興味深い話だなと私自身思いました。だから、ぜひともそういうふうな意味では、今後とも引き続きお願いをしたいなというふうに思います。

それから、2番目ですけども、これを観光に取り入れてはどうかということで、標柱あるいは看板の設置、または民話をアニメ化をしてホームページにPRするなど、観光のガイドブックにも含め活用してみてもどうか、そういうふうなことです。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 亘理町にも数多くの民話が伝えられておまして、物語の面白さだけではなく、その当時の人々の生活を知る上でも貴重な資料であると思っております。

全国に目を向けますと、民話を題材とした観光地づくりを推進している自治体もございますので、亘理町におきましても民話を紹介するだけでなく、観光資源として活用できるかどうかを検証していくことは、大変必要なことだと思います。

ご提案にあるようなアニメ化などにつきましては、費用の問題等もあり、実現は難しいと思われていますが、まずはホームページ等で民話を紹介するなど、もっと広く周知することから始めていければなというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） アニメの話ですけれども、図書館のほうに数話アニメ化したものがあるというふうに聞いております。私見てはおりませんけれども、こういったものがあるのか見てみたらいいなというふうに私自身は思っていますし、そういった意味ではそれが使えるのであれば、それまた使えるのかなというふうに思います。

先ほど言ったように、標注なり看板なりをつけて、そういう意味では散策路として使えるのではないのかなと私は思うんですよ。ほかの観光、わたり温泉に来たときにそこで紹介をしながら、そういう標注なんかがあれば、そこをめぐって歩けるということがあるわけですね。そういうことにも使えるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今回議員のご質問、民話をご質問いただいたんですけれども、実は私も大変我が意を得たりというところだったわけです。というのは、平成14年に亙理町に助役として入ったときに、先ほど生涯学習課長が言った58年版の民話集があることに気づきまして、当時町村合併しようということになったわけですけれども、そのとき住民説明会、そのとき私の役目は閉会の挨拶だったんですけれども、閉会の挨拶のときに民話集を出してPRした記憶があります。あんまりPRしまして、当時の町長からちょっと筋が違うんじゃないかと怒られた経緯もあるんですけれども、このような民話があるということは、我々としては素晴らしいことだという認識をしております。

ですから、観光面ではいろんなご提案があったわけですけれども、例えば1つのルートとして、先ほど矢抜き沢という言葉ありましたね。実は矢洗もあるんですね。矢洗というのは南町です。先日亡くなった協議会の会長の伊藤建夫さんのところがたしか矢洗。あれは結局後三年のその後の平泉が滅んだときの戦争のときじゃないかと思うんですけれども、そういった歴史的な背景も十分あるので。それからもう一つ、逢隈に非常にこの民話、今回逢隈のものが収録されているんですけれども、逢隈の榎袋から鷺屋、蕨、あの地帯に非常に民話が多いと思っています、牛袋含め

ましてですね。ですから、あの辺の民話をつなぐルートとか、そういったいろんな観光資源に私は十分活用できると思います。大変今回のご提案については、感謝申し上げます。ぜひいろいろと協議を重ねて、ぜひ観光に利用したいとこのように思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） ぜひともそういった方向でお願いしたいと思います。先ほど資料館ですか、あそこで映像があるという話はいただいたんですけども、私見させてもらったんですけども、結構高齢の方がお話をされているんですが、あれを見て私以外の方もそうなんですけれども、こちらのほうの言葉でしゃべっていますし、何を言っているのかよくわからないという、小っちゃい子供たちはそういったことも言われてはいるんですよ。だから、もうちょっと改良する余地があるんじゃないのかなと私は思います。これについては終わりました、次に町民バスの運行経路の変更について質問をさせていただきます。

町民バスさざんか号を総合南東北病院、岩沼市市民会館までですけれども、延伸してはどうか。また、同じように宮城病院、山元町へも同様に延伸してはどうかという質問です。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在町内を運行する町民バスにつきましては、路線タイプのさざんか号と循環タイプのわたりん号の2系統で運行しております。

町民乗合自動車さざんか号につきましては、地域の生活交通確保のために、町内の各駅や病院、スーパー等にバス停や運行経路を設定いたしまして、路線タイプとして運行しております。平成28年10月からは震災以前と同様に、有償にて運行しております。

また、町民乗合自動車わたりん号につきましては、亘理駅を中心として災害公営住宅と公共機関、医療機関などの市街地を結ぶ循環タイプのバスとして、モデル的な調査運行として、復興交付金を活用いたしまして無償にて運行しております。

先般、名取市が岩沼市への広域的な市民バスの乗り入れの意向を示したところであり、亘理町におきましても町外の施設、特に岩沼市の総合南東北病院への運行について、地域からの要望が寄せられておりますけれども、運行形態の検証やタクシー等の交通事業者との関係もありますので、山元町の宮城病院への運行も含めまし

て、広域行政の連携を図った住民の利便性の向上のため、今後とも十分に調査、検証は必要であるというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今名取市のという話がありましたけれども、ここに名取市の記事が載っています。こちらについては、山田司郎市長が当選をして公約だったということでありまして、実施に向けてやりたいということで、議会の中でもそのような発言をしていますから、ただ実施年度までの計画があるということで18年度からなので、これからが協議の実際の場合だというふうに考えております。

私もこの間大腸がんで引っかかりまして、オープン病院に行って内視鏡検査をやったんですよ。そのときに聞かれたのは、入院するとしたらどちらに入院しますかと。オープン病院ですかという話なんです。あるいは近くの病院ですかと言われたんですけども、そうすると実際入院するとすると、やっぱり南東北病院なんですよ。私は実際には大腸がんではなかったからあれですけども。それともう一つあるのはマスコミで取り上げられていますけれども、団塊の世代が高齢者になっていくわけですよ。そうすると、高齢者ドライバーの免許の返納ということが出てくるんですね、当然のことながら。ですから、そういった意味も含めてやはりこれは必要だと思うので、今後とも検討していただきたいなと思っております。

それから、次の質問です。わたり温泉鳥の海の経営委託ということになったわけですけども、直行便を出すなどして利便性を図るべきではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） わたり温泉鳥の海への直行便の運行につきましては、平成28年の町議会6月定例会におきましても、大槻議員からの一般質問に回答させていただいたとおり、さざんか号につきましては地域公共交通として、地域の生活交通の確保のため運行しておりまして、わたり温泉鳥の海だけに特化するものではなく、路線を設定している沿線の利用者もいることから、直行便を運行するという点については、現在考えておりませんので、この点についてはご理解いただきたいというふうに思います。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 町長は直行便の必要性の考えを持っているのではないかなというふ

うに思っていたんですけれども、いずれにしてもわたり温泉島の海は委託ということになるわけですけれども、それとの直行便の関係での協議というものはないのかどうかということについてお聞きをしたいなと思いますし、それから亘理大橋があるわけですけれども、そちらのルートも温泉を使うとすれば、岩沼から来る方も結構いるのではないかと思うんです。そういったことを考えた場合には、これも必要なんじゃないかなと私自身思っているんですが、この点についてはいかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほど温泉については経営を委託するという形ですけれども、具体的にはまだバスとか何とかのことまで進んでおりません。ただ、これは私の考えとしては、直行便は少なくとも土日について今ないわけですから、ないよりはあったほうが営業に対してはいいだろうと。ただ、その場合のあくまで私案でございますけれども、まだ事務当局にも言っていませんが、あそこにはみやぎ生協がございます。それから、きずなポートがあります。にぎわい回廊があります。それで温泉があります。それでいわゆる民間といいますか、商業施設の負担でもって、彼らの誘客のために運行するというのも1つの方法じゃないかという私の案を持っています。これは現実にはたしか泉の団地でやっているところがあると思います。商業施設で。そういった方法も1つかなと。必ずしも公、亘理町役場だけで運行しなくてもいいのかなと考え方を持っています。ここら辺も含めまして将来あそこにつくる誘客という観点からも進めていければというふうに思っております。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 今町長からお話いただいたように、ぜひとも進めていただきたいというふうに私自身は考えております。次の質問に移りますけれども、最後の質問です。

運行ルートの変更ですね、あるいはデマンドバス化など、利便性向上の考えというものはないのかどうかについてお聞きをしたい。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 運行ルートの見直しにつきましては、地域からの要望等を踏まえまして、JR常磐線のダイヤ改正を見ながら、必要に応じてルートの見直しを実施していきたいというふうに考えております。

特に、震災以降におきまして沿岸部を含めた居住環境が変化しておりますことから、住民ニーズに合った路線設定やダイヤ改正につきまして、交通関係者等で構成する地域公共交通会議で協議を重ねながら、今後とも利用者の利便性の向上や交通弱者の生活交通の確保のため、適時ルートの見直しを実施してまいりたいとそのように考えております。

ご提案ありましたデマンドバスにつきましては、自宅から目的地までを乗合型によるバスの運行事業として県内でも実施している市町が最近増加しております。亙理町におきましても、町民乗合自動車の運行当初から課題であります。実際検討もいろいろと重ねたわけですが、地元交通事業者の理解が必要不可欠でございますので、今後とも亙理町の全体的な公共交通の再構築に向けた町民バスの運行経路や、運行形態等につきましては協議してまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） デマンドバス化とかについては、住民の方から結構寄せられておきまして、高齢者になるとなかなかバス停まで行くというのが難しいという話されるんですよ。私が話しした方は、もともと亙理町に住んでいた方ではないので、移ってきて、年をとられた方なんですね。中泉の方ですけども、そうすると足が最近弱くなってきたと。どうしても買い物とか何かできないということがあって、それでどうしても困って、知り合いを何とか探して、それでお願いをしてやっているのが今の状態なんだという話をされて、それを考えるとやっぱりデマンド化も含めて、私は必要なのではないかというふうに思います。

もう一つ言われているのは、旧支所といいますか、各交流センター今ございませうけれども、ここや町役場について、バスは行かないわけですよ。ここにも来てほしいという声もあることはあるんです。それほど多くはないですから、お金の問題も確かにあるので、何とも言えないとは思いますが、そういった考えはないのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ご指摘のとおり、利用者の利便性について、一番だと思います。せっかくやるわけですから、非常にニーズに合った運行方法、これは不可欠だと思います。デマンドバスの採用もその1つだと思います。現状まだ途中だと思いますけれども、担当課のほうから現状について説明させます。

議長（佐藤 實君） 企画班長。

企画財政課企画班長（宍戸和博君） 先ほどのデマンドバスの話でございますが、県南市町、角田、大河原、柴田、村田町で実際にデマンドバス実施しております。それらの状況を今現在調査中でございます。ただ、亘理町にとっては既存のさざんか号の路線バスにつきまして、通勤通学時間帯に非常に需要が高い路線がございます。サニータウン線、荒浜線といった需要が高い路線がございますので、亘理町としてはデマンドバスありきではなくて、それも含めた路線バスと併用した運行を検討してまいりたいというふうなことで、今準備しております。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） ぜひバスについては、先ほども申しましたけれども、高齢化という問題もあるので。かといって、タクシーばかり使うというのもなかなか難しいので、高齢化でひとり暮らしの方というのが結構ふえているということがございます。ぜひともいろんな面でその辺を考えていただきたいと思っておりますし、先ほど言った亘理町から岩沼への延伸についても同じように生活圏といいますか、買い物するところ、あるいは病院へ行くというときには、岩沼という方が結構多いわけですね。結局岩沼の市民バスというのは、岩沼の市民会館を起点にして発着をしているような状況になっていますから、そういった意味ではこちらから乗り入れをすればそこで乗りかえるということも可能なことは可能なんですよ。そういった利便性もあるわけですから、ぜひとも今後ともその辺について検討していただきたいなということをお願いして、私の質問を終わりにしたいと思います。

議長（佐藤 實君） これをもって大槻和弘議員の質問を終結いたします。

次に、3番、小野一雄議員、登壇。

〔3番 小野一雄君 登壇〕

3番（小野一雄君） 3番の小野一雄であります。

私は建設工事に関する諸問題、それから集団移転団地内の空き地対策についての2問について質問をいたします。

まず、第1番目ですが、建設工事に関する諸問題ということで、この関係については、1番目に同僚議員からも関係する質問があったわけですが、まず第1問であります。

予定価格を公開し、落札率の改善に努めてはどうかという考えであります。この

関係については、発端をひもといてみますと、平成14年度からこの入札契約工事に関するいろんな談合事件、こういったものが頻発して、改正になった経緯があるやに私の調査ではなっております。したがって、これについて当町も今回の不祥事に関係して、入札制度の改革という案を出しておりますけれども、この関係については、私が質問する後の話でありまして、そういったことを加味しながら、これから質問してまいりたいとこういうふうに思いますので、まずこの関係についての答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 予定価格を公開し、落札率の改善に努めてはどうかというご質問に答えたいと思います。

町といたしましては、工事を発注する際に、適切な価格で落札されますようあらかじめ落札可能な金額の上限を予定価格として設定しております。この予定価格の事前公表につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしました亘理町入札制度改革案にもございますとおり、工事の積算基準に関する図書が公表されていること、さらには精度の高い工事の積算システムが復旧していることなどから、昨今は予定価格の類推が容易となっているのが現状であります。

予定価格の事前公表については、積算能力が不十分な事業者であっても、事前公表された予定価格を参考に、受注する事態が生じるなどのデメリットがある一方におきまして、入札を有利に運ぶため、職員に対し予定価格を探るといったような不正な行為を防止する効果、さらには入札及び契約の透明性を確保するという目的と官製談合を防止するといったメリットもあることなどから、予定価格の事前公表を実施している自治体もございますので、亘理町におきまして今回の不祥事を踏まえまして、予定価格の事前公表を実施した上で、入札会を再開したいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 今町長から答弁ありましたように、これから導入していくんだと。

この予定価格を公表するきっかけは、先ほど言いましたように平成14年三重県から公表したそうですね。これに基づいて、中央公正取引委員会がこの制度の見直しを図ったと。この予定価格を公表することによって、今メリット、デメリットがありましたけれども、1つは予定価格を事前に公表することによって職員が入札談合事

件に巻き込まれないようにする防止策もあるんだということが言われております。したがって、巻き込まれてしまったのではどうにもなりませんけれども、そういった防止策があるんだということを1つ理解をしていただきたいなというふうに思います。

それで、この予定価格を公表することによって、今度は予定最低限価格というのがあるわけですね。要するに上限は設計価格がこのくらい、何千万と、下の最低限価格は幾らだと、その中間でもって中間に入札したものが私は落札になるのかなというふうに理解しておりますけれども、この最低限価格についての詳しいこと、担当者から教えていただきたいと思います。どういう意味があるのか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 事業課のほうで予定価格、最低制限価格について、まずあらかじめ設定するものですから、その関係上私のほうから説明させていただきます。

最低制限価格につきましては、地方自治法施行令の167条の10の第1項第2号に、最低制限価格を設けるということで明記されておまして、まず工事とか製造その他についての請負契約において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、粗悪な工事が行われないようにということで、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格を提出した者が落札になるというふうな形になるわけでございます。

それで、先ほど議員の質問にありましたとおり、最低制限価格以下のものについては、全て失格となりまして予定価格と最低制限価格の中で一番低い価格を提出した者が落札者というふうなことになるものでございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 今答弁あったようなことになるのかなというふうに私も理解しております。この前段に関連して今まで亘理町の工事関係施工規則ですか、工事施工規則、この中に予定価格を公表してもいいんだというような条項があったんですね、今までも。今回改正する以前から。いろいろ私なりにわからなかった部分があるんですが、第12条の2になりますよね。これはこの辺の関係、解釈でなぜこの条項があったにもかかわらず、今まで公表しなかったのかというその辺の理由をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 財務班長。

企画財政課財務班長（関本博之君） これまで規則にあったわけですがけれども、公表しなかった理由につきましては、まず公表する上でのメリットがある一方で、先ほどデメリットについてもいろいろ説明をしたところでございますが、国のほうからはできる限り公表はしないようにという指導もあったことから、これまでについては予定価格の事前公表については実施してこなかったものでございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 日本全体の風潮的な関係から、そういったことでしなかったというふうに私は理解するわけで、それが談合事件、こういった不祥事が多発したことによって、今度業者間の談合防止を図るために事前公表して、入札工事の健全化を図っていかうというふうになったのかなと私は理解しています。

それで、次の質問に移りたいと思います。2番ですが、今回の不正入札事件で、宮城県は2つの建設業者を22カ月の指名停止期間としました。町は18カ月としました。この根拠はどういうものによるものかというのが質問の趣旨であります。この関係10月22日、それから10月29日、河北新報に3回ほど掲載されました。私もいろいろ町民から何で町と県は違うんだという声が聞こえてまいりました。その辺のまずこのずれについて、答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 不正または不誠実な行為を行った業者に対する入札参加業者指名停止につきましては、宮城県が発表する指名停止情報などを参考に、亘理町契約業者指名委員会におきまして、亘理町建設工事入札参加業者指名停止要領に基づき審議し、その処分を決定いたします。

このたびの事件に係る3社に対する指名停止期間も、同様に審議し、不正または不誠実な行為として要領に規定されている最大期間となります9カ月に対し、今回の件は極めて悪質であり、町へ極めて重大な結果を生じさせたことから、指名停止期間の特例措置を適用した期間をその2倍とし、現在の要領における最長期間となります18カ月の指名停止処分といたしたものであります。

今後は、亘理町入札制度改革案にもありましたとおり、当該基準について指名停止の原因の悪質さ、その程度の情状、結果の重大さなどに応じた適切な期間が設定されるように見直しを行いたいというふうに考えております。

また、指名停止措置の内容については、公表するものとし、再発防止に努めてま

います。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

- 3 番（小野一雄君） 私が質問しているのは、宮城県は22カ月、亶理町は18カ月ですよと。私はいろいろな法令、規定では上部機関の法令が必ずそれを網羅するわけでありませけれども、例えば一般社会通念上として県が22カ月の制裁を出したのに、何で町は低いねというのが社会通念上の意見なんですよね。言われることは。したがって、私からすれば、県は22カ月の制裁をしたならば、町もそれに準じたような対応をすべきではないのかなというのが私の主張であります。その辺の考えをお聞かせ願います。

議長（佐藤 實君） 財務班長。

企画財政課財務班長（関本博之君） まず、宮城県とのずれがあるということについては、県のほうでは過去にこういった入札妨害という事例があって、その際に県のほうの規定ですと、22カ月から36カ月の間で処分をするという規定になっております。それで、本町においては過去にこういった事例がなかったものですから、現在の要領でいきますと、1カ月から9カ月の範囲で処分を決定するということになっておりまして、先ほどの答弁にもありましたように、要領の中で今回の事案については極めて悪質だということで、指名停止期間の特例というのがございまして、期間を9カ月の2倍の18カ月というふうに設定しているところでございますけれども、まず今回県の発表を受け、町のほうが処分が短いということで町民の皆様からおかしいんじゃないかというふうな意見をいただきました。この処分については、町の指名委員会のほうで審議をして決定したんですけれども、現在の要領を改正してでもやっぱり県より長い処分をしてはどうかという意見もあつたんですけれども、ただ要領の改正には時間がかかりますし、すぐに改正はできないので、現在の規定、要領、こちらに定める最長期間ということで、今回期間を定めて処分をしたものでございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

- 3 番（小野一雄君） 要領の改正とかいろいろ出てくるということではありますが理解できます。要は私が言いたいのは、これからいろいろちょっとお話ししますが、国交省の指導によりますと、少なくとも3カ月以上にしなさいとなっているようであります。3カ月以下はいかんよということになるのかなというふうに私は理解しており

ます。ただ単に、私長くすればいいものだというふうには考えておりません。

というのは、こういう事例があるんですね。平成2年5月、北海道の談合事件であります。官製談合によって、北海道建設部によると、国土交通省北海道開発局の官製談合事件で、役員が談合罪で略式起訴された、業者を指名停止した。長期指名停止は地域経済や雇用に影響するというので、18カ月の指名停止をしたんですね。そしたら、田舎の町ですから、北海道ですから、地域経済がもうダウンしてしまって、それから雇用が確保されなくなって、地域全体が悲鳴を上げたということで、逆に今度は長期18カ月から半分に短縮したという事例があります。この指名停止期間については、いろんな規約では軽減できずとか、逆に加えて長くするといういろんな制裁があるようでありましてけれども、したがって単に長くすればいいんだということではないと。ただ、私がここで質問したのは、県と町のずれがあってはならないなということで、申し上げておきました。

こういったことが長くなると、本当に互理町の現在どうなのかなと見ていますと、当事者間だけではなくて、後で関連しますが、いろんなJVの関係を含めて、死活問題になってくるなというふうに私は考えております。そこで、同じく関連して、ちょっと今はうちの担当企画財政課長が逮捕されたわけでありましてけれども、例えば役場の関係の責任問題はどうかということについてお伺い申し上げます。例えば、部下の失敗は上司の責任だというふうなことで私もサラリーマンやりましたから、そういったいろいろ学んでまいりました。責任問題については、法的責任とか社会的責任とか、道義的責任とかいろいろあるかと思えます。

そこで町長に1つお尋ねしたいんですが、今回のこの不祥事事件について、首長として、町長として責任問題についてどのように考えておられるのか、ちょっとお尋ねしたい。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 責任については、大変責任を痛感しております。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 痛感しているということでありましてけれども、広報におわびの文なり、あるいは町の主催の会合で、町長は冒頭のいろんな挨拶の中で、おわびを申し上げてきたというのは、私もわかります。そこで、やはり私は法的責任といいますか、道義的責任というのはあるんじゃないのかなと。道義的といいますと、いろい

る倫理的な問題が絡んでくるのかなというふうに理解しておりますけれども、具体的にこういうふうに町長みずからこういった処分をして、具体的な行為をとって、町民にわびるという考えについてお伺いしたい。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） たしか追加議案で提案申し上げていると思いますけれども。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 具体的にじゃあお願いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 追加議案のほうで提出させていただきましたけれども、監督責任ということで、組織の長として責任を感じているということで、町長、副町長のほうから指示がありまして、給料の減額ということで減給の措置を特例条例の中で進めるということで、提案をさせていただいております。具体的には、現在復興事業の中もあって、前町長からも引き継ぎまして、町長、副町長についてはそれぞれ給料の100分の10ですね、減額をしておりますが、さらに今回の責任ということで、100分の10を加えまして、3カ月間町長は100分の20を減額する。それから、副町長については2カ月間100分の20を減額するというものの特例の条例を提案させていただいております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 追加議案でこれから議会に提案されるということではありますが、了解をいたしました。次に移りたいと思います。

（3）になりますが、今こういった状況の中で現在も工事のおくれが出ております。この中でJV、共同企業体の編成はどのようになるのかと、この関係、それから現在伊達市から支援をもらっておりますけれども、この体制はどうなるんだというのをまずお尋ねしたい。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 東日本大震災により大きな被害を受けた本町におきまして、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することによりまして、復旧・復興工事の円滑な施工を確保するため、平成25年度より町内の建設業者が町外の建設業者と共同し、その施工力を強化するため結成される復旧・復興建設工事共同企業体を活用してまいりましたが、このたびこの復旧・復興建設工事共同企業体による不祥事

があったことは、極めて遺憾であります。

現在、発注しております工事につきまして、契約が履行中でありますことから、担当課と受注者による協議を重ねまして、工期内完成を目標に進めているところでございます。

復旧・復興建設工事共同企業体の編成並びに、伊達市の建設業者の支援体制につきましては、町が主導で行うものではなく、自主結成により毎年度復旧・復興建設工事共同企業体入札参加登録申請が行われておりまして、その有効期限も各年度末まで、3月31日となっておりますが、復旧・復興建設工事共同企業体の活用については、復興事業ピークを過ぎ、必要性が薄れてきている面もあることから、復旧・復興JV活用の運用を廃止する方向で今後進めたいと考えております。

なお、今後の条件付一般競争入札については、復興JVの要件を外し、地域要件等を広げて公募したいと、このように考えております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 今町長のほうからJVを廃止していくというようなお答えがありました。そこで、昨日の新聞だったんですが、在宅起訴された町の建設会社がありますね。ここに対して18カ月の指名停止にしましたという記事が載りました。これは12月1日付だと。この中で、それぞれ町の建設会社、幹事業者といますかね、幹事業者が率いるJV、企業体も全部指名停止になるというような記事に私は理解したんですが、それでいいのかどうか。というのは、過日11月29日の全員協議会の中で、同僚議員が幹事組合、今回の2社が指名停止になったわけですが、これのグループ会社はどうなんだという質問をした経緯があります。その中で、たしか副町長の答弁だと思いますが、幹事会社だけでグループ会社は指名停止にならないんだというような答弁をしたと私は理解しているんですが、もし私の聞き違いであれば訂正しますけれども。ということは、新聞報道と副町長の答弁がちょっとずれがあるなというふうに私は理解しています。この辺を答弁お願いします。

議長（佐藤 實君） 副町長。

副町長企画財政課長事務取扱（三戸部貞雄君） まず復興JVの関係でございますけれども、現在は町内ではさっきの答弁の中で登録申請で行われているということでございますけれども、土木については、現在8つのグループのJVが登録されておるわけがありますけれども、その幹事会社が今回3社が指名停止になったわけがありますね。

そういうことでありますので、今回のこの工事の受注者、いわゆる復興 J V のグループが受注している工事ですから、幹事会社と亶理町内の 2 社と北海道の 1 社で 3 社ですね、このグループについては指名停止 18 カ月の処分がなされたということでございますから、今現在 8 つの J V がありますけれども、3 つの J V はこれは指名停止になったということです。

そして、あともう一つは、復興 J V じゃなくて、町単独で指名を受けている業者さんがまだほかにあるわけですね。この業者さんは、処分を受けているわけでもないし、何もないわけですから単独会社、例えば復興 J V でいいますと、八木工務店、芦名組、丸福建設復興 J V ですね、これは 3 つで 1 つなんですけれども、この 3 つに限る入札参加はできないというふうになるわけです。ですけれども、ここの中で芦名組、丸福建設さんと仮にあれば、その業者さんは何ら指名停止を受けているわけでもない、起訴もされているわけでもないということになりますから、これは単独での会社さんは今までどおりの指名の中にはなされるということです。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） いや、私もちょっと調べてみたんですよ。いいですか。要は 8 つの幹事会社というのわかります。阿部工務店、阿部春建設、太田工務店、斎藤工務店、千石建設、田中建材輸送、八木工務店、渡辺工務店、8 つが幹事会社ですよ。それに、今町の業者が 1 つずつ入っている。ところが、この 8 つの幹事会社にいろいろな工事によって、土木建設工事の業種によって、組み合わせが変わっている編成があるんです。

例えばですよ、ある入札工事が 3 社の場合のときは、渡辺工務店、芦名組、丸福建設と今回のね。これがこれだけじゃないんですね、変わっているんですよ。例えば、別な工事では別な業者が入っていたりするんですね。あるんです、私が調べたところ。ですから要はどうなんだとはっきり言ってもらいたいんです。新聞が正しいのか、町の方針なのか、私は町の方針が正しいと思っていますから、どうなんだと言ってもらいたいんです。

議長（佐藤 實君） 副町長。

副町長企画財政課長事務取扱（三戸部貞雄君） 説明の仕方が悪いかと思ったんですけれども、幹事会社は当然含んでいるものですから、幹事会社が起訴されるんですね。その 3 つが。ですから、まずここの幹事会社の町内の業者さんは 18 カ月の指名停止に

なっています。さらに、幹事会社を含むグループ組んでいる3つの会社あるんですけども、その幹事会社以外の業者さんが2つ、3つに分かれているわけですね。

(「そうです」の声あり) その構成している幹事会社に入っているグループはだめですけれども、仮に例を言いますと、芦名組さんでも小野工務店さんでもいいわけですね。その方はAグループでは指名のグループはだめなんですけれども、別なグループにも入っている。しかし、そのグループを構成している会社については、何ら指名停止とか処分をされていませんので、それは現在はそのまま生きるということなんです。そういう解釈です。

議長(佐藤 實君) 小野一雄議員。

3番(小野一雄君) 要は、1つの当初で幹事会社に同じメンバーが加わらないで、別なところにいけばできますよというような理解でいいんですか。(「ではない」の声あり) ではないんですか。ちょっと後でわかりやすく、図を書いて教えてください。

議長(佐藤 實君) 副町長。

副町長企画財政課長事務取扱(三戸部貞雄君) 簡単に申し上げますと、グループを持っているのは阿部春建設も処分がありましたね。阿部春さんとあと八木工務店も処分受けましたね。あともう一つは渡辺工務店、この3つがまずだめですね。あともう一つは、そのグループ、阿部春建設を幹事会社とするグループ、渡辺工務店を幹事会社とするグループ、八木工務店を幹事会社とするグループについてはグループ全体が指名停止を受けていますから、このグループは全部だめなんです。あともう一つは、仮に太田工務店、岩佐組云々とありますけれども、岩佐組さんがどこかのグループに入っているけども、このグループは処分を受けていませんので、その部分については何ら問題ないということでございます。

議長(佐藤 實君) 小野一雄議員。

3番(小野一雄君) ようやく理解できました。わかりました。次に移ります。

今回の工事が大分おくれたと。件数にして今これからこの不祥事事件でストップになって、工事が固まってしまう。何件ぐらいの工事が固まったか、件数で教えてください。

議長(佐藤 實君) 財務班長。

企画財政課財務班長(関本博之君) 入札の件数としましては、今回の事件後に中止をしたものが14件ありまして、その中止後これまで指名委員会のほうも中止しておりまし

たので、この影響で全体で今度再開をする入札については、件数としては37件になります。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） じゃあ、この項目は最後にしたいと思いますが、伊達市から来ていますよという関係について、具体的に私答え漏れ、聞き逃したものですから、もう一度伊達市の関係、支援体制6社についての扱い、今後もずっとこのまま支援体制に加わっていくのか。そして、いつごろ北海道のほうに帰られるのか。その辺わかる範囲で答弁願います。

議長（佐藤 實君） 副町長。

副町長企画財政課長事務取扱（三戸部貞雄君） 先ほど町長が申しましたように、復興JVの関係については復興事業等についてのピークも過ぎているというようなことから、必要性が薄れてきているということから、先ほども説明の中で申しましたけれども、自主結成によって毎年度、グループの建設工事共同企業体入札参加登録申請というのがあるんですね。ですから、これについては来年度以降、29年度以降は登録申請はしませんから、されても受付することはないですね。ですから、そうなりますと復興JVでの参加はできない。ただ、今現在28年度工事として契約されている工事については、現在契約履行中でございますので、これらについては工期内の完成を目指して完工してもらいたいということでの基本契約は生きているということでございますから、3月までは復興JVのメンバーの北海道さんは仕事をされるということに理解をしております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） きのうあそこ、高屋のところちょっと見たら静かになっていたなと思って見てきたんですが、仕事もないから北海道に帰ってしまったのかなと、お正月でもあるし、そういうふうに私はちょっと見てきたんですが。次の（4）に移りたいと思います。

指名業者を確保するため、他市町から参入拡大を図ってはどうかということでもあります。この関係、先ほど入札制度の改革の中でもいろいろ他市町村から導入という話があるようでもありますけれども、まず答弁を求めたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 亘理町発注の建設工事における指名競争入札に係る業者につきまし

ては、亘理町契約業者指名委員会において審議し、選定しています。これまではやはり、町内業者の育成という観点や、先ほど議員もおっしゃったように地域への貢献度、雇用、納税、地域活動等を考慮いたしまして、町内業者を優先的に指名してきた経緯がございます。

しかしながら、今回のような問題が発生したことから、建設工事等指名競争入札参加者指名基準を制定することで、町外業者も含めよりの確で透明性のある指名に努めていきたいと考えているところであります。

また、現在亘理町条件付一般競争入札実施要綱において、対象となる工事の設計金額につきまして、5,000万円以上となっておりますが、入札及び契約事務の透明性と公正性をはかる上で、今年度中に要綱の改正を行い、一般競争入札における設計金額を1,000万円以上に変更し、町外の業者も参加しやすい入札制度改革を実施していきたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 今の答弁理解できます。ここでちょっと1点だけ質問したいと思いますが、町外の業者といいますと、例えば具体的に今のところあてがあるところはその辺なのかなということ、わかる範囲で。例えばどの辺、隣接市町を考えているのか、例えば仙北のほうからも考えているのか、その辺オーダーで結構ですから教えてください。

議長（佐藤 實君） 副町長。

副町長企画財政課長事務取扱（三戸部貞雄君） 現在、考えておりますのは、隣接市町なんですけれども、名亘地区、あるいは隣接しますと仙南、角田市とか周辺の業者さんの中で、亘理町に指名参加依頼を出せる業者さんの中から指名をしていきたいというふうに思います。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 今度は一般競争入札を1,000万円の設計金額からやっていくということで、私1つだけ懸念するのは、職員の業務が5倍忙しくなるんじゃないかと。例えば今までは5,000万円だということになれば、それを5等分で簡単に言えば細かくするわけですから、忙しくなるなと思うんですけれども、その辺の考え、対応策についてお伺いしたい。業務多忙になるかどうか、なるんじゃないかという懸念があるんです。

議長（佐藤 實君） 財務班長。

企画財政課財務班長（関本博之君） 業務としては当然今度1,000万円以上といたしますと、対象も広がりますので、業務的には多忙になると思います。ただ、工事のほうも復興事業が進捗していけば今多い状況ですけれども、件数的にも今後減ってくる見込みでありますので、職員としましては今回の件を踏まえて、新たな入札制度の改革ということで推し進めることありますので、何とか頑張って対応してまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 新しいスタイルの中で、今までの殻を捨てて心機一転取り組んでいただきたいというふうに思います。それでは、大きな2番の項目に移ります。

集団移転団地内の空き地対策についてであります。この関係については、今町内に6団地の防災集団移転団地を造成したわけですが、震災から間もなく6年近くなるうとしておりますけれども、いまだに空き地が残っている。果たしてうちが建つのかどうなのか、こういったものが見受けられます。居住者はこの土地はどうなるんだろうなという、本当に来るのかどうか、いろんなそういった懸念があります。例えば団地内においても土地を求めた人、分譲地になっている空き地、あるいは借りますよと言ってそのまま野放しになっている宅地もあります。その辺の現状についてどのようなになっているのか、まずお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 防災集団移転促進事業につきましては、震災当時災害危険区域内に居住していた方、551世帯を移転対象者として捉え、当該事業により整備を行いました荒浜中野、亘理江下、吉田舟入北、吉田南河原、吉田大谷地・上塚の5団地への住居の再建や災害公営住宅等への入居に関する支援等を行ってきているところであります。

議員ご質問の住宅建設予定者と、それ以外の現状についてですが、まず移転先の5団地については、計200区画の整備を行っており、現時点での土地契約数は184区画、これには移転対象者以外に分譲した区画、6区画を含んでおります。そのうち、住居の建設済み戸数については181戸となっており、それ以外の方につきましては、災害公営住宅への入居が105世帯、現地での再建者が15世帯となっております。また、みずから再建先を見つけるなど、個別移転を希望された方は253世帯おりま

したが、現時点で再建が完了している方は236世帯となっております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 今町長の答弁の中で、現地再建が236というふうに答弁があったわけですが、私の調査とちょっと若干のずれがある。要はこの私の資料はちょっと古いのかなと思いますけれども、現地せつかくの機会ですからずっと見させてもらいました。私の調査では、18カ所、空き地があるんですよね。18カ所。上塚団地はあそこは4区画でゼロなんですけど、吉田舟入北は1カ所空いていますね。吉田南河原、ここは24区画中全部建っていますよと。大谷地団地については、ここは7区画のうち、1カ所が空いている。荒浜中野については、ここ全部で32区画予定あるんですけど、ここは6カ所空いているんですよね。6つ空いているんですよね。江下団地については110戸のうち10カ所空いているんです。

要は私がお伺いしたいのは、うちを建てようとしている人、今何人いて、どういう対応をしてきたのか。あるいは、宅地を借りるよ、土地を借りてうちを建てますという人が、残っている箇所もあるわけです。その箇所について町としてどういう対応をしてきたのかということをもまず聞きたいんです。その辺をお願いします。

議長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（袴田英美君） 議員今おっしゃられた18区画が空き地としてあるということなんですけど、売買なり借地なりで終わっている土地につきましては、16となつてございます。その誤差の2カ所というのが、これから建築をされるという準備中の方がございまして、その分で2区画空いてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 16カ所ありますと。私の調べでは18カ所。確かに荒浜のあそこ東中野かな、建物工事中もありますけれども、そこを入れていないんですけれども、要は分譲して空いているところありますよね。それは把握していると思いますが、その辺はどうなるんだということなんです。本当に来るのか、来ないのか。その辺対応していると思うんですが、どうですか。

議長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（袴田英美君） この空き地につきましては、平成25年当時もございまして、そのときは15戸ございまして、それは危険区域外の方を対象に対象を広げまして、再度販売した経緯がございまして。そのときは6カ所、6区画が売れておりま

した。そこで11区画が残るはずなんですが、そこからまた意向の変更がございまして、現在16区画残ってございます。そして、その16区画につきましては、すぐ再度販売に移ればよろしいんですが、平成25年当時、対象外の方に販売したときに、国のほうからちょっと一旦待ったがかかりまして、もう少し被災された方の動向を最終的に確認した後に、本当に移る方がいなくなった場合に再度段階的に範囲を広げて募集したらどうかという国からの指摘がございましたので、それに向けてこれから手続に入るところでございまして、今現在は手続中で即販売という状況ではございません。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） ちょっと2番に関連してきましたので、2番目の質問に移ります。今課長の話だと、即販売できないけれども、今販売できるような手続をしているんだと。今2番目の質問まさにそのとおりです。答弁はわかりました。

それで、やっぱり貴重な町の固定資産税の入るべき土地だなというふうに私は思っています。ですから、若干の価格の差はありますけれども、大体私ちょっと当時の購入販売価格で調べてみたら、総額で1億2,100万円なんですよ、総額でね。そうすると、1億2,156万700円、ちょっとこまい話ね。それぞれの単価に合わせて、若干差はあるかと思えますけれども。ですから、こういった金額をただ野放しにしているなというふうに言わざるを得ないのね。この辺についてどうですか、どう思えますか、この1億2,000万円も。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 防災集団移転促進事業における移転先団地の整備につきましては、その必要区画数を把握するため、移転対象者への意向調査等を実施しながら、区画数を決定してまいりましたが、事業経過に伴い、移転対象者の意向等に変更が生じたため、空き区画が発生したものであります。

空き区画への対応につきましては、平成25年12月に移転対象者に限定せず、町内で被災した半壊以上の世帯に対象枠を広げて募集を行い、移転対象者以外の方に6区画を売買した経緯がございます。

現在の空き区画数の内訳については、荒浜中野が5区画、亘理江下が9区画、吉田舟入北1区画、吉田大谷地1区画の計16区画となっております。本来当該事業は、移転対象者いわゆる震災時災害危険区域内に居住されていた方が対象となることか

ら、それ以外の方などへの土地提供については、国と協議し同意を得る必要があります。そのようなことから、現在移転対象者で再建に至っていない方への最終的な意向確認を終え、必要書類の作成など国と協議に入る準備を行っているところであります。

今後の大まかなスケジュールといたしましては、年度内中に国からの同意を得たい考えであり、次年度からまずは町内被災者を優先に募集を行い、その後段階的に対象者を広げて募集を行い、空き区画の解消に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、1億2,000万円について、どう考えるかということですが、あくまで今事業は被災者の方々のために行った事業で、普通民間であれば契約書とか何とかしますけれども、あくまで意向調査から始まっている事業であります。しかも、今ご説明しましたように、我々としても一日も早くということですが、いろんな国の縛りもあるからここに至っていると、この点をご理解していただきたいと思っております。ただルーズにして、置いているということではなくて、あくまでも今回の場合被災者の立場に立って造成したということをございます。普通だったら民間ではこういうことはあり得ないと私は思います。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 今国と調整をしながら販売する方向で検討していきたいと。そこで、1点だけ伺いますが、要は町長の答弁だと町内在住者をメインに聞こえてきたんですが、町外の方も含めてというふうな理解でよろしいですか。

議長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（袴田英美君） ただいま町長の答弁にありましたように、段階的に範囲を広げるということで、最初は町内の被災者から範囲を広げまして、あと町外被災者、そしてそれでもまだ空き区画があるとなった場合は、最終的には一般公募ということ視野に入れていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） それでは、次の（3）に移りたいと思います。

現在空き地となっている宅地の除草作業、どのように取り組んでいるんだということをお伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 空き区画の管理につきましては、年に1回程度状況を見ながら、除草作業を実施しております。

今後につきましては、整備後3年を経過し、雑草も年々増加していることから、現地の状況を確認しながら回数をふやすなど、適正に管理していきたいというふうに思います。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） そのとおりだと思うんですが、要は新しい団地ができて、空き地があつて草ぼうぼうになっていて、見るに見かねて一生懸命やっている人もいますよ。やっぱりそれはそれぞれの担当する行政区と連携を密にとって、そういったことのないようにやっていただきたいなということを申し上げて、私の質問を終わります。

議 長（佐藤 實君） これをもって小野一雄議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告4番までとし、通告5番からの一般質問はあす行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、残りの一般質問はあす午前10時から継続することにいたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時49分 延会

上記会議の経過は、事務局長 渡 辺 壮 一の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 大 槻 和 弘

署 名 議 員 百 井 いと子